

平成 23 年 第 1 回

# 三重県議会定例会会議録

( 2 月 18 日 )  
( 第 2 号 )

第 2 号  
2 月  
18 日



平成23年第1回

# 三重県議会定例会会議録

## 第2号

平成23年2月18日（金曜日）

---

### 議事日程（第2号）

平成23年2月18日（金）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問  
〔代表質問〕
- 第2 議案第1号から議案第53号まで  
〔質疑、委員会付託〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第1号から議案第53号まで

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員	47名		
1	番	長田	隆尚
2	番	津村	衛
3	番	森野	真治
4	番	水谷	正美
5	番	杉本	熊野
6	番	村林	聡
7	番	小林	正人
8	番	奥野	英介

9	番	中	川	康	洋
10	番	今	井	智	広
11	番	藤	田	宜	三
12	番	後	藤	健	一
13	番	辻		三千	宣
14	番	笹	井	健	司
16	番	稲	垣	昭	義
17	番	北	川	裕	之
18	番	服	部	富	男
19	番	末	松	則	子
20	番	中	嶋	年	規
21	番	竹	上	真	人
22	番	青	木	謙	順
23	番	中	森	博	文
24	番	真	弓	俊	郎
25	番	館		直	人
26	番	日	沖	正	信
27	番	前	田	剛	志
28	番	藤	田	泰	樹
29	番	田	中		博
30	番	大	野	秀	郎
32	番	水	谷		隆
33	番	野	田	勇喜	雄
34	番	岩	田	隆	嘉
35	番	貝	増	吉	郎
36	番	山	本		勝
37	番	森	本	繁	史
38	番	吉	川		実

39	番	舟 橋	裕 幸
40	番	三 谷	哲 央
41	番	中 村	進 一
43	番	西 塚	宗 郎
44	番	萩 野	虔 一
45	番	永 田	正 巳
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美
49	番	萩 原	量 吉
50	番	藤 田	正 美
欠席議員 2名			
15	番	中 村	勝
31	番	前 野	和 美
( 51	番	欠	員)
( 52	番	欠	員)
( 42	番	欠	番)

---

### 職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	大 森	秀 俊
書 記 (事務局次長)	高 沖	秀 宣
書 記 (議事課長)	原 田	孝 夫
書 記 (企画法務課長)	永 田	慎 吾
書 記 (議事課副課長)	米 田	昌 司
書 記 (議事課主査)	坂 井	哲
書 記 (議事課主査)	竹之内	伸 幸

---

## 会議に出席した説明員の職氏名

知 事	野 呂 昭 彦
副 知 事	安 田 敏 春
副 知 事	江 畑 賢 治
政 策 部 長	小 林 清 人
総 務 部 長	植 田 隆
防災危機管理部長	東 地 隆 司
生活・文化部長	山 口 和 夫
健康福祉部長	真 伏 秀 樹
環境森林部長	辰 己 清 和
農水商工部長	渡 邊 信一郎
県土整備部長	北 川 貴 志
政 策 部 理 事	梶 田 郁 郎
政策部東紀州対策局長	小 林 潔
政 策 部 理 事	藤 本 和 弘
健康福祉部理事	浜 中 洋 行
健康福祉部こども局長	太 田 栄 子
環境森林部理事	岡 本 道 和
農水商工部理事	林 敏 一
農水商工部観光局長	長 野 守
県土整備部理事	廣 田 実
企 業 庁 長	高 杉 晴 文
病院事業庁長	南 清
会計管理者兼出納局長	山 本 浩 和
教育委員会委員長	清 水 明
教 育 長	向 井 正 治

公安委員会委員  
警察本部長

西本 健郎  
河合 潔

代表監査委員  
監査委員事務局長

植田 十志夫  
長谷川 智雄

人事委員会委員長  
人事委員会事務局長

飯田 俊司  
堀木 稔生

選挙管理委員会委員

宮 寄 慶一

労働委員会事務局長

小西 正史

---

午前10時1分開議

## 開 議

議長（三谷哲央） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

議長（三谷哲央） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

今期定例会に提出されました議案第24号について、地方公務員法第5条の規定により人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、ごらんおき願います。

次に、今期定例会の開会日までに受理いたしました請願2件は、お手元に配付の文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので、御了承願います。

以上で報告を終わります。

---

人 委 第 247 号

平成23年2月16日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第5条の規定による条例に対する意見について

平成23年2月14日付け三議第198号でお尋ねのありました次の議案に対する  
本委員会の意見は別紙のとおりです。

記

議案第24号 知事及び副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する  
条例案

別 紙

知事及び副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条  
例案に対する人事委員会の意見

知事及び副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案は、教  
育長の給料及び部長級以下の管理職員に係る管理職手当を減額するための特例  
期間を延長する改正を行うものです。

この措置は、地方公務員法に規定する給与決定の原則とは異なるものです。  
しかしながら、本県の厳しい財政状況を勘案し、歳出に占める総人件費の抑制



を図るため、任命権者の判断により、期間及び対象を管理職員等の幹部職員に限定した特例的な措置として実施されるものであり、やむを得ないものと考えます。

## 請 願 文 書 表

### ( 新 規 分 )

#### 政策総務常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定 例 会
請 86	<p>( 件 名 ) 漁業用軽油にかかる軽油引取税の課税免除恒久化を求めることについて</p> <p>( 要 旨 ) 過疎化・高齢化著しい漁村において最も重要な産業である漁業を絶やさないためにも請願の趣旨について貴議会において採択頂き、漁業用軽油にかかる軽油引取税の課税免除恒久化を求める意見書を国へ提出されたく、下記の事項について請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 漁船漁業における燃油代のさらなる負担増は、消費者に対する安全・安心な水産物の適正価格での供給を困難なものとし、海の環境保全や領海における警備・救難活動、漁村社会の維持といった漁業者の果たしてきた役割を一気に後退させ、国民の利益を大きく損なうことにつながるため、漁業用軽油にかかる軽油引取税については、平成24年度以降の課税免除の恒久化を実現すること。</p> <p>( 理 由 ) 三重県における漁業経営の現状は、資源枯渇による水揚げの減少、景気低迷と長年にわたる無秩序な輸入水産物の流入による漁価の低迷、さらには、燃油をはじめとする諸資材の高騰等により年々厳しさを増している。</p> <p>とくに、漁船漁業における漁労支出の約2割を占める燃油代の価格安定は、漁業継続の生命線ともいべきものであり、平成21年度の税制改正に</p>	<p>津市広明町323 - 1 三重県漁業協同組合 連合会 代表理事会長 永富 洋一</p> <p>( 紹介議員 ) 今 井 智 広 稲 垣 昭 義 末 松 則 子 中 嶋 年 規 青 木 謙 順 真 弓 俊 郎 藤 田 正 美</p>	23年1回

	<p>において、道路特定財源制度が廃止されたことにより軽油引取税が一般財源化され、目的税から普通税へと移行された後も、船舶等に認められていた課税免除については特例措置として継続されている。</p> <p>しかしながら、特例措置は平成24年3月31日までとなっており、沿岸域における漁船漁業のほとんどが船舶用燃料として軽油に依存するなか、課税免除が廃止され32.1円/リットルの軽油引取税が上乘せされた場合、燃油価格高騰により全国の漁業者が一斉休漁を余儀なくされた平成20年の水準に匹敵するため、漁業が壊滅的打撃を被るのは必至である。</p> <p>このことは、水産物の安定供給の確保を基本理念とし、水産物自給率の向上を目標に掲げる水産基本法に逆行するものである。</p>		
--	---	--	--

健康福祉病院常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会
請 87	<p>(件名) 子どもの医療費等無料化の拡充を求めることについて</p> <p>(要旨) 県民のいのちと暮らしをまもるために、以下の事項の早急な実現を求める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 小学校就学前までの子どもを対象とした国の医療費無料化制度の創設を国に求めること。 2 県として、中学校卒業まで医療費を無料にすること。 3 三重県福祉医療費助成制度(乳幼児、障がい者、一人親家庭等)の医療機関での窓口負担をなくすこと。</p> <p>(理由) 子どもの医療費無料制度は、地方自治体独自の制度のため、三重県下でも市町で対象年齢に違いがある。 どこに住んでいても、すべての県民が等しく制度の適用を受けるには、県として中学校卒業まで無料にすることが必要である。</p>	<p>津市桜橋1丁目609 県民本位のやさしい 三重県政をつくる会 代表 鈴木 茂 ほか5,079名</p> <p>(紹介議員) 稲垣 昭 義 萩原 量 吉 真弓 俊 郎 藤田 正 美</p>	23年1回

	<p>平成20年9月から、三重県福祉医療費助成制度が一定前進した。</p> <p>ところが、医者にかかるにも一旦現金を用意しなければ受診できない現状は、この制度の目的に反することではないか。</p> <p>福祉医療費助成制度の窓口無料化は、東海近県で実現されていないのは三重県だけである。</p>		
--	--	--	--

( 継 続 分 )

生活文化環境森林常任委員会関係

受理番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された定例会
請 68	<p>( 件 名 )</p> <p>「選択的夫婦別姓制度導入など民法改正の早期実現を求める意見書」提出を求めることについて</p> <p>( 要 旨 )</p> <p>選択的夫婦別姓の導入をふくむ民法改正は、長く待ち望む女性たちの願いである。</p> <p>世界でも法律で夫婦同姓を強制している国は日本だけとなり、多くの女性たちが、改姓や通称使用、事実婚などによる不利益・不都合を日々強いられている。希望する人が選択できる民法改正の1日も早い実現が待たれている。</p> <p>法制審議会は、1996年に民法改正要綱を答申し、選択的夫婦別姓制度の導入をはじめ、婚外子の相続差別の廃止、婚姻最低年齢の男女差や女性のみ再婚禁止期間の解消、再婚禁止期間の短縮などを求めたにもかかわらず、14年の長きにわたって実現をみていない。</p> <p>国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対し民法の差別的条項の撤廃を繰り返し求め、2009年8月には、最優先課題として民法改正を実施し、2年以内の報告を行うよう、きびしく勧告をした。</p> <p>地方自治法99条の規定にもとづき、民法改正の早期実現を求める意見書を提出されることを強く求めるものである。</p> <p>記</p> <p>1 「選択的夫婦別姓導入など民法改正の早期実現を求める意見書」を国に提出すること</p>	<p>津市寿町7 - 50 新日本婦人の会三重県本部 会長 西川 委久代</p> <p>( 紹介議員 ) 真 弓 俊 郎 萩 原 量 吉</p>	22年1回

## 代 表 質 問

議長（三谷哲央） 日程第1、各会派の代表による県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。43番 西塚宗郎議員。

〔43番 西塚宗郎議員登壇・拍手〕

43番（西塚宗郎） 皆さん、おはようございます。新政みえの西塚でございます。新政みえを代表して、質問をさせていただきたいと思っております。

地球温暖化の影響であろうと思われませんが、近年、世界各地で、大干ばつや、あるいは大洪水が発生し、大きな被害をもたらしております。日本ではこの冬、大寒波に見舞われ、日本海側を中心に、降雪量が例年の1.5倍、あるいは3倍とも言われております。私の住む桑名市におきましても、1月16日から17日にかけて、数年ぶりに30センチを超える積雪があり、驚かされたところであります。まだまだ寒い日が続きますが、立春も過ぎ、梅の開花が聞こえるようになってまいりました。暖かい陽気になることが待ち遠しい今日このごろでございます。

それでは、通告の順序に従って質問をさせていただきます。

まず、最初に、紀宝町の養鶏農場において発生いたしました高病原性鳥インフルエンザについてお尋ねをいたします。

去る2月13日から14日にかけて、紀宝町の養鶏農場において100羽を超える鳥の死亡があり、次いで15日に、飼育するひな鳥35羽が死亡し、紀州家畜保健衛生所に異常の報告がありました。簡易検査の結果、陽性であることが認められ、三重県では、高病原性鳥インフルエンザの感染が疑われる事例が発生したとして、三重県中央家畜保健衛生所において遺伝子検査を実施されるとともに、すぐに知事を本部長とする三重県高病原性鳥インフルエンザ対策本部が設置をされ、第1回目の本部員会議を15日午後9時30分から開催されたところであります。その後、遺伝子検査の結果、H5亜型であることが判明し、発生農場周辺半径10キロメートル以内を移動制限区域とされ、区域内の家禽、病原体を広げるおそれのある物品の移動禁止措置をとられるとともに、

16日午前3時50分から104名の作業員により、殺処分を開始されました。殺処分につきましては、総数332人が懸命に作業を進められ、開始からわずか28時間で6万5056羽のすべてを処分されました。

私は、こうした速やかな防疫措置と夜を徹して24時間体制で活動いただきました県職員の皆さん、野呂知事も16日午前には現地詰所を訪れ、状況把握と防疫体制を指揮されましたことに心から敬意を表するところであります。高病原性鳥インフルエンザは、宮崎県の発生が拡大し、各地に飛び火する形で、お隣の愛知県豊橋市、新城市で発生し、三重県においても警戒をしていたさなかの出来事であります。

各地で発生している高病原性鳥インフルエンザはその発生源が野鳥ではないかと言われていますが、今回発生した紀宝町の養鶏場は窓のない密閉型の養鶏場であり、発生源を特定することは困難かもしれません。養鶏農場における被害を最小限にとどめるためにも、他の養鶏農場へ拡大、蔓延させないためにも、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたならば、速やかな防疫対応が必要であります。通常、死亡が2倍を超えると速やかに家畜保健衛生所へ報告することになっておりますけれども、今回はすぐに報告されず、極めて残念であります。今回の発生から今日までの防疫体制、対応の状況、発生原因の追求を含めた今後の対応、被害を拡大させないための取組についてお尋ねをいたします。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） 2月15日、紀宝町におきまして高病原性鳥インフルエンザを疑う事例が発生をしましたことから、今るるお話にもございましたが、私を本部長とする三重県高病原性鳥インフルエンザ対策本部員会議、これを速やかに開催いたしまして、全庁を挙げて迅速、確実な対策を講じるように、関係部局に対して指示をしたところでございます。

鳥インフルエンザにつきましては、海外におきまして、家禽と密接な接触を行った人への感染事例はございますが、鶏肉や、あるいは卵を摂取したことによる感染事例は世界的にも報告されておられません。

本部員会議におきましても、県民の皆様には、国や県の提供する正しい情報に基づいて冷静に対応していただくように呼びかけさせていただいたところでございます。

さらに、鳥インフルエンザに関しまして、健康、食品や家畜の疾病に関することなどにつきましては、県民の皆様からの安全・安心に関する質問にお答えもしております。

今後、感染拡大防止のために、埋立処分などの防疫措置、これを速やかに完了させるとともに、県内の養鶏農家へ、異常死が発生した場合には速やかに県へ届け出ることを強く指導してまいります。さらに、県民の皆様には正確な情報を提供させていただくなど、安心して消費をしていただくよう取り組んでまいりたいと考えております。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

農水商工部長（渡邊信一郎） 高病原性鳥インフルエンザの知事答弁を補足させていただきます。

先ほど議員から御質問の中にごございましたように、17日7時45分に殺処分を完了いたしまして、あわせて、前日の16日には周辺農場への立入検査を実施いたしております、異常がないことを確認いたしております。

今後、周辺農場の血清体の検査であるとかウイルス分離検査であるとかいうことが順次判明してまいりますので、また逐次御報告させていただきたいと思っております。

特に、今回の事案は非常に発生の連絡が遅れたというようなところが、私どもも大変遺憾なことだと考えておるところでございます、これに対する予防策として、全農家に対しまして、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく徹底した防疫対策の連絡をいたします。特に、通常の2倍以上の死亡があれば通報するという国のルールを守ることの再徹底を行っております。発生すれば直ちに連絡をいただくような体制になるように、今後もしっかり指導してまいりたいと思っております。

また、今回の殺処分等々、防疫措置の中で、様々な資材を活用いたしまし

た。県内において今後、発生があってはならないことですが、いざ発生した場合に直ちにまた対応できるように、例えば消石灰等の、発生予防に必要な資材でありますとか、防疫対策に必要な資材をまた新たに確保も進めていく考えを持っているところでございます。

以上でございます。

〔43番 西塚宗郎議員登壇〕

43番（西塚宗郎） ありがとうございます。いずれにいたしましても、養鶏農家の不安を解消する、あるいは、県民の安心・安全という、そういった気持ちを確保するためにも、精いっぱい努力をいただきたい、こんなことを申し上げて次の質問に移らせていただきたいと思います。

次に、地方財政の現状と地方交付税制度についてお尋ねをいたします。

今定例会に骨格予算として、6506億円余、前年比3.8%減の平成23年度一般会計当初予算が提案されております。この平成23年度当初予算に歳入で地方交付税として1368億円が計上されており、また、地方交付税のかわりとして発行できる臨時財政対策債が633億円計上され、実質的な地方交付税総額は2001億円となっております。

地方交付税は、地方公共団体の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するため、国税である所得税、酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%、たばこ税の25%の額を一定の合理的な基準によって再配分するものであります。

地方交付税は、標準的な水準における行政を行うために必要となる一般財源を算定した基準財政需要額と、法定普通税を主体とした標準的な地方税収入を算定した基準財政収入額との差額を、財源不足として交付するものであります。

一方、こうした基本的な制度だけでは地方財政の財源不足が生じ、それに対応するため、地方交付税を補うものとして、特例の地方債である臨時財政対策債が平成13年度から発行できるようになり、近年の地方財政の財源不足を反映して、年々その発行額が増大しております。

三重県の地方交付税の交付額の推移を見ますと、臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税のベースでは、三位一体の改革の期間であった平成15年度から18年度の間は大きく削減されましたが、近年は、平成20年度が1466億円、平成21年度が1781億円、平成22年度が2232億円と、増加の傾向にあります。このうち臨時財政対策債は、平成20年度は242億円、21年度489億円、平成22年度が799億円と、極めて大きな伸びを記録いたしております。

県債残高が1兆円を超える今日の三重県財政の現状を考えれば、たとえその多くの元利償還金が後年度の地方交付税措置の対象であるとしても、将来にわたり負担が残る借金である以上、三重県財政が臨時財政対策債に過度に依存することは好ましいことではありません。

しかし、このように地方が臨時財政対策債に依存しなければならない状況は、現在の地方財政の財源不足が原因ではないでしょうか。地方交付税はさきに述べましたように国税五税の一定割合を財源としていますが、近年は、経済状況を反映して、その一定割合、いわゆる法定率分だけで地方交付税総額を賄うことができず、様々な形で財源の手当てがなされているのが現状であります。その一つが臨時財政対策債での補てんであり、近年、その傾向が強くなっています。

少し具体的に申し上げますと、平成20年度の地方交付税総額が、これは国のベースでありますけれども、15兆4000億円であるのに対し、法定率分は1兆6657億円、平成21年度は地方交付税総額が15兆8202億円に対し法定率分が11兆424億円、平成22年度に至っては、リーマンショックの影響による経済状況の悪化を反映して、地方交付税総額が16兆8935億円であるのに対して、法定率分はわずか9兆5530億円となっております。こうした状況に対応して、臨時財政対策債の発行額は、平成20年度が2兆8000億円、平成21年度が5兆1000億円、平成22年度が7兆7000億円と大きく増加しております。

平成23年度においては今年度より若干改善されているものの、それでも、地方交付税総額17兆3734億円に対して法定率分は10兆6101億円にとどまっています。一方、臨時財政対策債は地方財政の健全化を進めるため6兆2000億



円とされ、対前年比で1兆5000億円減少しています。

このように、地方交付税とその財源である国税の法定率分とのギャップが大きいことから、臨時財政対策債等で財源を手当てしなければならないこととなっているものと思われます。

このように常態化している地方財政の財源不足の状況を解消していくことが、臨時財政対策債に過度に依存しない健全な地方財政の実現につながっていくのではないかと考えています。そのためには、地方交付税総額とギャップが大きい国税法定率分を引き上げることによって恒久的な財源を確保し、地方の財源不足を解消していくことが本来の地方交付税制度の姿であり、これこそが健全な地方財政運営を実現するための適切な対応であろうと考えています。この点について、国に対し強く要請すべきと考えますが、いかがでしょうか。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） 平成23年度の地方財政対策についてであります。地方交付税が増額をされまして、22年度比で0.5兆円の増額で17.4兆円となっております。そして、地方一般財源総額、これは、今年度とほぼ同額、22年度比で0.1兆円の増額で59.5兆円が確保されているということでございまして、この状況については、地方がこれまで強く訴えてきたことに対しまして一定程度対応したものと評価されます。

しかし、地方財政の財源不足につきましては、今、るるお話がありましたけれども、臨時的な特例加算等で補てんをし、なお不足する部分については、従来から国と地方の折半ルールによりまして、今後3年間、臨時財政対策債の発行などで補てんを行うということとされたところでございます。これでは、常態化している地方財政の財源不足解消に向けた抜本的な対策とは言えないわけでございます。

さらに、今後社会保障関係経費の増加が見込まれております中で、地域住民にとりまして不可欠な行政サービスを的確に提供していくためには、必要な財源が安定的に確保されるということではなればなりません。

このため、地方財源の安定的な確保を含めました税制の抜本的改革や、地方交付税制度の改革が必要でございます。地方交付税法第6条の3第2項に基づきます交付法定率の引き上げにつきましても、全国知事会とも連携しながら国に強く要請をしてきておるところでありますし、また、今後もしていかなければなりません。

また、かねてから全国知事会も主張しておりますことではありますが、今後、地域主権社会の実現に向けて、現行の地方交付税制度、これを、本来の財政調整制度の原点に立ち返って根本から見直す地方共有税構想というのを打ち出しておるところでありまして、これの実現を目指していくべきだと、こういうふう考えておるところでございます。

〔43番 西塚宗郎議員登壇〕

43番（西塚宗郎） 御答弁いただきましてありがとうございます。

今、国が地方主権改革ということでおっしゃっていただいています、その方向に進んでおるわけであります。そういう意味では、22年度から23年度にかけては随分努力いただいているのかなと、こんなふうには思っておりますけれども、本来、地方主権という意味でいきましたら、地方は地方の財源で自らの行政が賄える、そのことが一番正しいんだろうと、こんなふうにいるところでもあります。ぜひ、引き続いて、全国知事会なりで努力をいただきたい、そんなことを申し上げておきたいと思えます。

質問項目が多くて、時間の関係もありますので、次に進ませていただきたいと思います。

次に、指定管理者制度についてお尋ねをいたします。

地方自治法の一部を改正する法律が平成15年6月6日成立し、同月の13日に公布されました。この改正により、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減を目的とする指定管理者制度が導入されることとなりました。三重県におきましても、平成16年10月、三重県総合文化センターで指定管理者制度が導入されてから、現在では28の施設にお

いて指定管理者制度が導入されております。

指定管理者制度は、地方自治法改正から7年が経過をし、公の施設管理において多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところでありますけれども、留意すべき点も明らかになってまいりました。

総務省は昨年12月28日付通知で、各都道府県並びに各指定都市に対して、改めて制度の適切な運用に努められるようとの助言を行っております。私は、何よりも大切な留意すべきことは、指定管理者制度のもとで働く者にとって安心して働くことができる職場であることであろうと考えているところであります。

そこで、お尋ねをいたします。

まず、第1に、競争入札としての公募原則についてであります。競争入札としての公募原則が低価格競争をもたらし、結果として、指定管理者のもとで働く労働者の賃金、労働条件の悪化やサービスの質の低下をもたらすのではないかということであります。

総務省通知で、指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たすため、最も適切なサービスの提供者を指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものとしております。三重県における指定管理者のもとで働く労働者の賃金の実態は把握することができていませんけれども、平成22年9月に提出された県の主要出資法人に係る経営状況等の審査及び評価の結果に関する報告書によれば、みえこどもの城の指定管理者である財団法人三重こどもわかもの育成財団の常勤職員は19名で、平均年齢38.6歳、平均年収288万9000円であります。こうした実態を把握されているのかどうか、あるいは是正する必要性を感じているのかどうか、お答えください。

第2は、指定期間が短いことであります。

三重県では、平成24年度から指定管理者制度へ移行する、県立志摩病院の指定期間は10年とされておりますけれども、現在指定管理に移行している28施設について、指定期間が3年の施設が7施設、4年の施設が3施設、5年の施設が18施設となっております。今後、指定管理者の変更に伴う職員の総

入れかえも想定され、安定的な雇用ができないばかりか、サービス水準の低下につながるおそれがあります。また、社会福祉施設や病院、社会教育施設など、継続的、安定的なサービスの提供が求められたり専門性が求められるため、人材確保に困難を伴うことも考えられます。

全国的にも多くの施設が指定期間は3年ないし5年ですが、法令上具体的な定めはないものであり、施設の適切な、安定的な運営が要請されていることから、指定期間についてはより長期的な期間を指定すべきではと考えていますが、いかがでしょうか。

第3は、管理経費の削減が目標になっていることについてであります。

行政サービスの原資が税金で賄われていることからすれば、県民のためのサービスをより安く、より効率的に、効果的に提供することは必要であります。三重県において、指定管理期間が終了し指定管理が更新された11施設のうち、もともと指定管理料がゼロであった県営松阪球場を除き、7施設で指定管理料金が引き下げられております。管理経費の縮減が指定管理制度の大きな目標となっているため、コスト面のみが強調され、管理経費の縮減が重要視されると、効果的、効率的な対応にもおのずと限界がありますので、そこに働く労働者の給与引き下げを前提とした事業計画書が提出されることになりかねません。

こうしたことが行われないうえにどのような配慮がなされているのかお尋ねをいたします。

〔植田 隆総務部長登壇〕

総務部長（植田 隆） 指定管理者制度についてお答えします。

まず、一つ目の賃金の把握の状況でございます。

指定管理者制度につきましては、県が設置しております公の施設の設置目的や態様等を踏まえまして、民間事業者等が有するノウハウを活用することによりまして、一つは県が目指す施策の実現に寄与すること、二つ目は、利用者の利便性や事業内容の充実など、県民サービスの向上を図ること、三つ目は、施設の効率的、効果的な運営等により経費の削減を図ることという三

つの視点から導入を進めてまいりました。現在、28の施設につきまして指定管理者制度を導入しておりまして、半数程度の施設につきましては民間企業でありますとかNPO等が指定管理者となっております。

指定管理者に対しましては、募集要項でありますとか協定書等におきまして地方自治法や労働関係法令等の遵守を求めておりまして、当然のことながら、そのことを前提に、それぞれの指定管理者の創意工夫によりまして、効果的、効率的な管理運営に努めていただいておりますものと認識しております。

そうしたことから、指定管理者が雇用します職員の賃金や雇用形態につきましては特に把握をしておりませんが、今後とも指定管理者におきまして、労働関係法令の遵守や雇用条件への適切な配慮がなされるよう、十分留意していきたいと考えております。

二つ目の指定期間についてでございます。

指定管理の期間の設定につきましては、指定管理者制度を初めて導入する場合には、当該施設におけます制度運用の最適なあり方や制度導入によります効果の検証を行う必要があることから、3年から5年程度の期間を標準として設定しております。2回目以降につきましては、当該施設の効用を最大限に発揮できるよう、当初よりはやや長目となる5年以上の期間を標準としております。指定管理期間の設定に当たりましては、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請にも留意をいたしまして、個々の施設の設置目的でありますとか規模、それから業務の内容等を総合的に勘案することが重要であると考えておりまして、今後とも適切な運用に努めていきたいと考えております。

三つ目は、管理経費の削減についての配慮でございます。

指定管理者の選定の際には、外部の有識者等で構成いたします選定委員会を設置いたしまして、単に経費節減の視点だけではなく、県民サービスの向上が図られるものであるのか、事業計画書に沿った管理を安定的に行うために必要な人的能力や財政的基盤を有しているのかといった視点からも審査を行っておりまして、単なる価格競争による入札とは異なるものであると認識

をしております。

また、21年度に実施されました包括外部監査におきましても、指定管理者制度において、行政コストの縮減は重要な目的の一つではあるが、コスト削減のみを追求することはあってはならないとの指摘を受けたところでございます。

このため、指定管理料を積算する際には、現に行っております指定管理者の管理の実績等を踏まえまして、新たに生じます経費でありますとか、削減可能な経費を可能な限り正確に反映させるものとするということを取扱要綱に明記いたしまして、適正な指定管理料の設定に向けた対応を行ったところでございます。

以上でございます。

〔43番 西塚宗郎議員登壇〕

43番（西塚宗郎） 御答弁いただきまして、ありがとうございます。

労働関係法令等が遵守されることは当然であると、こんなふうにおっしゃっていただきました。この労働関係法令につきましても、最低限の基準というか、そういったものが定められているのかなと、こんなふうにも思っておりますので、より配慮すべきではないかと、こんなふうにも思っております。包括外部監査の中でも、コスト面のみを重視するのではない、こんなこともおっしゃっていただいているようでありますので、ぜひ、そういったことを配慮していただきながら指定管理については進めていただきたいと、こんなふうにも思っております。

三重県の場合は、管理者が期間が来て更新されたとしても、変更されたということは現実にはないわけでありますけれども、あくまでも公募ということからいきましたら、業者が変更されると、そういうようなことも十分にあり得るわけでありますので、そういったことも配慮しながら、ぜひ御努力をいただきたい、そんなことを申し上げて次の質問に移らせていただきたいと思っております。

次に、県立志摩病院の指定管理者制度の導入についてお尋ねをいたします。

県立志摩病院への指定管理者制度の導入については、平成22年第1回定例会2月会議において条例改正が行われ、平成22年第2回定例会11月会議において公益社団法人地域医療振興協会を管理者とする指定議案が議決され、本年3月、地域医療振興協会との間で基本協定が締結されようとしています。

私は今日まで、この問題について本会議などを通じてたびたび質問をし、議論をさせていただいてまいりました。私自身が県職員出身の議員であるということから、指定管理者制度へ移行すればそこに働く病院職員が県職員としての身分を失うことから指定管理者制度に反対しているのではないかと云われ、マスコミでも一部そのような報道がなされたところであります。

平成22年第1回定例会2月会議で条例改正に賛成させていただきましたように、私は県職員の身分を守るために議論をしてきたのではなく、地域における医療を、志摩地域の県民の医療環境をよくし、守るために議論をしてきたつもりであります。ぜひ御理解をいただきたいと思えます。

私は、平成22年第2回定例会議11月会議の議案質疑の中で、県立志摩病院の指定管理者に応募された公益社団法人地域医療振興協会から提出されていた事業計画書では、県の指定管理条件を満たしていないのではないかとこの質問をさせていただきました。南病院事業庁長は、指定管理者選定委員会のヒアリング及び病院事業庁のヒアリングにおいて、指定管理条件が満たされることが確認された、細部については基本協定書締結に向け、協議、調整すると答えられております。基本協定締結が目前に迫っているこの時期に、改めて指定管理条件についてお尋ねいたしますので、指定管理移行時点と移行後3年目の姿を明確にお答えください。

第1は、各診療科の医師数について。第2は、産婦人科の診療体制について。第3は、小児科の診療体制について。第4は、外来の紹介制について。第5は、二次救急病院として365日24時間受け入れ体制について。第6は、土曜日外来診療と地元医師会との調整について。以上6点についてお尋ねをいたしたいと思えます。

〔南 清病院事業庁長登壇〕

病院事業庁長（南 清） 県立志摩病院への指定管理者制度の導入に伴います、経営移行後の診療体制について、答弁をさせていただきます。

議員のお話にもございましたが、志摩病院への指定管理者制度の導入につきましては、昨年の12月に指定議案を議決いただきました。その後、12月27日付で公益社団法人地域医療振興協会を指定管理者に指定いたしました。病院事業庁におきましては、指定以降、同協会との間で指定期間における基本的な事項を定めます基本協定の締結に向け、現在、協議、調整を進めているところでございます。

この基本協定におけます常勤医師の配置については、現在調整中の診療体制に関しまして、事業計画書、それから、選定委員会に提出をされました補足資料、そういう中で、3年目の平成26年度までに28名の配置、それから、翌年の平成27年度には、地域の医療環境の回復を前提として医師の増員を図って、最終的には常勤医師41名ということになっておりますので、それ以上の体制となるよう、相手方に求めているところでございます。

それから、個別の診療科でございますけれども、平成26年度までに、産婦人科と小児科の常勤医師、各1名の配置を求めているところでございます。

今後、県と指定管理者が連携をして、県産婦人科医会や地域の関係医療機関などと調整をさせていただきながら、産婦人科や小児科の入院の診療体制、こういうものも図っていきたいというふうに考えております。

それから、また、内科ですとか循環器科におけます、完全紹介制によらない外来診療でございますとか、土曜日午前の外来診療、こういったことの実施につきましては、医師確保でございますとか地元医師会との調整、こういったことを踏まえて、段階的に進めていくということにしております。

それから、救急診療につきましても、総合医の複数配置によります救急総合診療科の設置、ということによりまして幅広い疾患に対応し、平成26年度以降の24時間365日受け入れ体制の整備を目指す、というふうな形で、協議、調整を進めさせていただいております。



それから、指定管理開始時点の体制についてでございますけれども、県営からの引き継ぎ時点の体制を維持すると、こういうことになっておりますので、病院の厳しい現在の状況から1日でも早く回復をしたいということで、現在、平成23年度中に、複数医師の前倒しの医師派遣、こういうものを求めるということで、地域医療振興協会の理事長に対して数度にわたって強く要請をさせていただいているところでございます。

病院事業庁といたしましては、こういった診療体制の回復、充実が着実に図られまして、県立志摩病院が地域の中核病院として医療サービスを安定的、継続的に提供できるよう、指定管理者と連携をしながら最大の努力をしていくことというふうにしております。

以上でございます。

〔43番 西塚宗郎議員登壇〕

43番（西塚宗郎） 今お答えいただいたことは、24年4月1日、移行の時点でございますけれども、現状維持と、こういうことであったかというふうに思うんです。私もたびたび議論させてもらってきて、指定管理者制度に移行すればよくなるというふうにおっしゃっていただいていたまいりました。そのことについて、私どもも期待をしながら今日まで見守ってきた、そんなことであります。この3月に正式な契約を結ぶと、こんな状況に至っている中であってもなおかつ、地域医療振興協会に求めていると、こういう状況ではなかなか私は納得できないのかなと、こんなふうに思うわけであります。

例えば、24年4月1日に医師数がたとえ1人でも2人でも増えると、そんなお約束をいただけるのならともかく、現状維持と、26年4月時点の医師数については増やすと、こんなお答えでありました。例えば、産婦人科についても直ちに再開をすべきだと、これは県の条件であったかというふうに思うんです。それから、小児科についても、入院診療やら救急診療の充実に向けた方針を示すこと、このことについても現状維持と、こういう姿であります。特に二次救急の関係については、医師を全く増やさないままに総合医を配置して対応すると、こういうことをおっしゃるわけでありますけれども、県の

示した条件の中に、診療時間外に、内科系、外科系、それぞれ1名配置をすると、このことが条件として示され、そのことによって365日24時間の受け入れ体制が確保できるのかな、こんなふうに私自身は思っているわけでありす。そのことについて再度お答えをいただきたいと思ひます。

病院事業庁長（南 清） 24年4月の、まず、その開始時の体制でございますけれども、現状を維持するというのは、今現在とか、あるいはその計画書を出された時点の体制を維持するということではなくて、24年3月31日の体制を24年4月1日に維持するということでございますので、先ほども御答弁申し上げましたように、23年度中に体制を充実強化するということがその24年の開始時の強化につながるということでございますので、その23年度中の前倒し派遣を強く求めているというところでございます。

それから、小児科並びに産婦人科のことでございますけれども、このことについては、これまでも申し上げておりますように、地域の医療環境に非常に幾つかの課題を抱えております。ですから、その課題解決をあわせてしないとなかなか充実が図っていけないということでございますので、先ほども申し上げましたように、まずは、小児科、産婦人科の常勤医師1名の配置を求めながら、地域の医療環境について、やはり関係機関と十分協議をさせていただいて、もう少し志摩病院の体制が充実できる努力もあわせてさせていただくということで努めさせていただきたいと、このように考えております。

以上です。

〔43番 西塚宗郎議員登壇〕

43番（西塚宗郎） 24年4月1日現在の状況は、24年3月31日現在体制の現状維持と、このことは私自身もわかっておるんです。今から1年間あるわけでありすけれども、その間に地域医療振興協会がどれだけ努力してくれるのか、その約束がなされていないと私自身は思っているんです。病院事業庁長も努力してもらったのはわかっている、野呂知事も随分努力してもらったのはわかっているんです。だけれども、必ずこんな体制でということが約束されないままにこの3月に基本協定を結ばれるのはいかがなものかなと、こ

んなふうには思っています。そのことが、私は、志摩地域でお暮らしになっている県民の皆さんの安心を確保すると、そういう点から、極めて重要な課題なのかなと、こんなふうには思っておりますので、基本協定締結までの間、なおかつ努力をしてもらいたい、そんなことを申し上げて、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次に、三重県の発注する公共工事と、そこに働く労働者の賃金、労働条件等についてお尋ねをいたします。

日本政府はいまだに批准いたしておりませんが、ILOは1949年6月、住民の税金を使う公的事业で利益を得ている企業は労働者に人間らしい労働条件を保障すべきであり、発注者たる公的機関はそれを確保するための責任を負っている、このことを理念とする公契約における労働条項に関する条約、いわゆる第94号条約でありますけれども、採択をいたしました。このILO94号条約は、賃金、労働条件において、地域の労働協約の水準を下回らない公正な労働基準を公契約に盛り込むことを定めております。

また、公共サービスに関する施策の基本となる事項を定めることにより、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現を目的に、公共サービス基本法が制定され、2009年7月から施行されております。この公共サービス基本法第11条には、国及び地方公共団体は、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保とその他の労働環境の整備に関し、必要な施策を講ずるよう努めるものと定められております。

三重県の公共事業における入札制度には、地方自治法施行令に従って、最低制限価格制度、低入札価格調査制度、総合評価方式が取り入れられております。

三重県における低入札調査価格制度は、工事設計金額が5000万円以上の工事、ただし、建築工事及び付随する附帯工事については1億円以上の工事を対象とし、調査基準価格に満たない場合に調査を行うこととされています。ただし、予定価格の70%未満の場合は失格とされております。

最低制限価格制度は、健全な企業経営のもと、適正な技術力を保持する企

業が、品質の確保、労働災害の防止、元請、下請の正常な関係の三つの視点から、予定価格の10分の9から10分の7の範囲内で工事に伴い最低限必要な費用を算定し、その金額を下回れば失格とされ、最低制限価格はおよそ予定価格の83%ないし84%と言われております。

三重県の農水商工部、環境森林部、県土整備部所管の工事における平均落札率は、平成21年度が84.5%、平成22年度、これは平成22年12月末時点でありますけれども、84%となっており、公共事業が減少し企業間の価格競争が激化する中で落札率が低下をし、最低制限価格に近づいております。こうした状況を見ると、元請業者はまだしも、下請業者、孫請業者になると、企業利益を確保するため、そこに働く労働者の賃金、労働条件を下げざるを得ないことになりはしないのか、心配をしております。

一方、予定価格に反映される公共工事設計労務単価は、毎年10月に農林水産省及び国土交通省所管の1000万円以上の工事を対象に、元請業者及び下請業者の建設労働者に対する賃金支払いの実態を把握し、都道府県別、職種別に集計したものをもとに決定されたものが地方公共団体にも参考送付され、三重県においても活用されています。公共工事設計労務単価は、建設投資、特に公共投資の減少で、平成9年から10年をピークに継続して下落し、現在では平成9年から10年の60%程度と言われております。

公共事業が年々減少する中で企業間の受注競争が激化をし、落札率が下がり、その結果として労働者の賃金や労働条件が低下することがあってはなりません。公共事業は税金で賄われていることを考えれば、無駄をなくし、より効率的、効果的な事業であるべきですが、労働者など、弱者と言われる人々の犠牲の上に成り立ってはなりません。日本政府が批准していないとはいえ、公契約における労働条項に関する条約、いわゆるILO94号条約の精神や、公共サービス基本法第11条の規定をどのように実現されようとしているのか、お尋ねいたします。

総合評価方式は、地方自治法施行令が1999年改正され、価格その他の条件が当該団体にとって最も有利なものをもって申し込みをしたものを落札者と

することができるかとされたものであります。

三重県における総合評価方式の評価項目に、社会貢献度として男女共同参画活動実績や障がい者雇用実績等があります。東京都日野市においては総合評価方式の評価項目で建設労働者の設計労務単価の80%を評価基準とされておりすけれども、三重県においても評価項目として採用されてはいかがでしょうか。

千葉県野田市において2009年9月、野田市公契約条例が制定され、予定価格が1億円以上の工事や1000万円以上の工事でも市長の定めるものについて、最低賃金制度が導入されております。また、山形県や東京都江戸川区においては公共調達基本条例が制定され、他の自治体においてもこうした条例制定に向けた動きが始まっております。三重県において、公契約条例など制定されるお考えがあるかどうかお尋ねをいたします。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

県土整備部長（北川貴志） 県発注の公共工事に係る労働者の賃金、労働条件の低下の防止についてお答えいたします。

県内各地域で建設業は、良質な社会資本整備はもとより、災害時等の安全・安心の確保や、地域の雇用を支える産業としての役割を担っております。しかしながら、近年の建設投資の減少に伴い過当競争が激化し、落札率の低下により、極めて厳しい経営状況にあります。特に、低入札調査基準価格を下回るような価格、いわゆる低入札ですが、これで契約した工事では、品質の低下とともに、下請業者へのしわ寄せや、そこで働く労働者の賃金、労働条件の低下につながる懸念されます。

こうしたことから、平成21年度に、低入札調査基準価格と最低制限価格の引き上げを行いました。また、平成22年度には、予定価格の75%を下回るような極端に低い価格による入札に対し、下請業者へのしわ寄せのおそれがないかなどの調査を厳格化しております。さらに、平成23年度からは総合評価においても低入札に対しては厳しい評価をすることにより、適正な価格での契約を行えるよう対応していきたいと考えております。

一方、公契約条例の制定につきましては、関係法令との整合などの課題もあることから、今後、国等の取組の動向などを注視してまいりたいと思っております。

今後引き続き、低入札対策を強化することにより、公共工事で働く労働者の適正な労働条件の確保に努めてまいりたいと思います。

以上です。

〔43番 西塚宗郎議員登壇〕

43番（西塚宗郎） ありがとうございます。先般、議案聴取会での報告の中にもありましたけれども、低入札価格調査制度の関係なんですけれども、予定価格の75%を切ってくると重点調査の対象になると、そういうことから、たびたびの入札の状況を報告いただいたのを見させていただいても、予定価格の75%ぎりぎり計算して、その上なおかつ1円だけ上積みして同じ金額がずらっと並ぶと、そんな入札の状況が目につき始めました。

本来の入札制度というのは、もっともときちとした競争というか、そういったことをすべきであるにもかかわらず、予定価格が公表されておりますので、ぎりぎりのラインのそういったことが起こり得るのかなと、こんなふうにも思っているわけでありまして、先ほど申し上げたように、最低制限価格のおおよそのラインというのは83ないし84%というふうに言われているわけでありまして、低入札調査制度によると、70%を切ると失格になりますけれども、そこまでのラインだったら応札できると、こんな状況で、業者間が同じ金額をずらっと並べると、そういったことで、本来の姿ではないのかなと、こんなふうにも思っております。なおかつ、予定価格の75%を切ってきて、先ほど申し上げたように、元請業者はそれで利益が確保されるかもしれません。しかし、下請、孫請まで行きますと、極めて厳しい環境でありますので、ややもすると、自らの利益を確保しようとするれば、いきなり労働者にしわ寄せが行くのではないかと、こんな、実は心配を強くいたしておりますので、ぜひともそういったことも配慮いただきながら、入札制度についてぜひ、新たな入札制度といいますが、そういった方向に向け

て御検討いただきたいと、そんなことを申し上げて、次の最後の質問に移らせていただきたいと思います。

最後の質問でありますけれども、非常勤職員の任用についてお尋ねをいたしたいと思います。

みえ経営改善プランが策定され、平成17年4月1日から平成22年4月1日を計画期間とする定員適正化計画が進められてまいりました。この定員適正化計画の数値目標は、平成17年4月1日を基準とし、知事部局において5年間で定数を10%削減するなどでありました。この計画が進められた結果、他部局への移管も含め、知事部局においては平成18年以降5年間で442人の定数が削減されました。

一方で、知事部局における非常勤職員の任用は、平成17年4月1日の1036人から平成22年4月1日の1205人へと、5年間で169人増えております。緊急雇用対策として雇用創出基金事業で100人が任用されておりますので、これを除きましても69人増えたこととなります。本来正規職員がすべき業務を、国の指導に従って職員定数を削減したために、非常勤職員の任用で穴埋めし、なおかつ足りないところは時間外勤務で補っているのではないのでしょうか。お答えをいただきたいと思います。

三重県における非常勤職員は、緊急雇用対策での任用が100名含まれているとはいえ、平成22年4月1日現在で1205人任用されております。そもそも地方公務員法は、このように大量の非常勤職員の任用は想定していないのではないのでしょうか。地方公務員法第3条第3項第3号による非常勤嘱託員が706名任用されております。第3条第3項第3号の規定は特別の職を規定したものであり、顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者とされておりますけれども、特定の学識、経験、技術などを有するものに限られ、このような資格を任用の要件としない者は一般職となるものと考えられております。非常勤嘱託員の職名を見ると、大型シュレッダー業務嘱託員、給食等補助員、総務事務嘱託員、炊事業務嘱託員、宿日直事務嘱託員などがあります。これらの職が、特定の学識や経験、技術などを有する者に該当するので

しょうか。お尋ねをいたします。

また、地方公務員法第17条による業務補助職員は、499名任用されております。第17条の規定は本来、職員の職に欠員を生じた場合の任命の方法の一つとして規定されているものであります。この第17条の規定により業務補助職員が採用することができるとはいえども、地方公務員法の本来の趣旨とは違うのではないのでしょうか。お答えください。

〔植田 隆総務部長登壇〕

総務部長（植田 隆） 非常勤職員の任用についてお答えいたします。

みえ経営改善プラン改定計画におきまして、平成17年4月から平成22年4月1日までの5年間で、知事部局等で10%の定員削減を目標として、442名を削減してきたところでございます。定員の削減に当たりましては、県民局制度の廃止や部の再編、室の統廃合などの組織見直しをはじめまして、総務事務センターの設置など業務の集約化、四日市市への保健所業務の移管、事務事業の見直し、指定管理者制度や外部委託の導入など、様々な手法により取り組んできたところでございます。

このような中、非常勤職員の新たな任用につきましてはその多くが緊急雇用・経済対策によるものであり、それ以外は大半が非常勤嘱託員となっております。非常勤嘱託員につきましては、専門性等の観点も踏まえまして、正規職員との役割分担を図りつつ、業務の必要性に応じまして適正に配置し、効率的、効果的な業務執行に努めておるところでございます。

一方、時間外勤務につきましては近年増加傾向にあります。その要因は一概に言えないところでございます。21年度につきましては、緊急雇用・経済対策や新型インフルエンザ対策など、全庁にかかわる業務増が大きな要因であるととらえております。なお、今年度は、全庁が一体となりまして総勤務時間縮減運動に強力に取り組んでおるところでございます。

二つ目の地方公務員法の趣旨についてでございます。

非常勤職員の任用といたしまして、三つ形態がございます。一つは、地方公務員法の第3条第3項第3号に基づきます特別職の非常勤嘱託員、二つ目



は、同法17条に基づきます業務補助職員、それから、三つ目は、同法22条第2項に基づきます臨時的任用職員の三つの形態がございます。

このうち、一つ目の非常勤嘱託員につきましては、知識、経験、技能などの専門性等に基づく職として、その職ごとに要綱を定めまして設置しております特別職の非常勤職員でございます。非常勤嘱託員の設置に当たりましては、その業務が嘱託員としてふさわしい業務が個々に検討をした上、その必要性を判断しておるところでございます。

また、二つ目の業務補助職員につきましては、地方公務員法17条に基づく非常勤職員といたしまして、月18日以内、1日7時間45分以内の勤務形態で任用を行っております。地方公務員法17条は、職員の職に欠員を生じた場合には職員を採用できるとの規定でございまして、同条に基づきまして非常勤職員を任用することについては差し支えないものと判断をしております。

非常勤職員につきましては、その必要性に応じまして任用を行っております。今後とも、地方公務員法に基づき適正に任用をしていきたいと考えております。

以上でございます。

〔43番 西塚宗郎議員登壇〕

43番（西塚宗郎） 適正に運用していると、こんなふうにおっしゃっていただいたわけですが、先ほども指摘させていただいたように、地方公務員法第3条の規定は、専門的などとか、高度な知識なり経験なり学識なり、そういった人が採用されるべきであって、先ほど私が申し上げたように、幾つかの職種にあってはそれに該当しないのではないかと、こんな指摘をさせていただいたところであります。

それから、地方公務員法第17条、いわゆる今業務補助職員と言われる方たちですが、職に欠員が生じた場合という規定を使って採用されているわけですが、その職に欠員が生じるというのは、本来正規職員がいるのがしかるべきであって、そこに欠員が生じたからというのが本来の解釈ではないかなというふうに思っているわけでありまして、そういう意味

では、地方公務員法の趣旨を少し逸脱しておるのではないかと、こんなことが私の思いでありますので、そのことを指摘させていただいて、時間が参りましたので終わらせていただきたいというふうに思っております。

野呂知事につきましては、この4月の知事選挙に立候補せずに、この任期満了をもって知事職を終わられる、このことを表明されて、本議会が最後の議会でございます。私自身もこの4月の県議会議員選挙には立候補しないことといたしておりますので、今議会が最後の議会になります。今期まで4期16年間にわたりまして議員活動が続けてこれましたのも、同僚議員の皆さんや、あるいは野呂知事をはじめとした執行部の皆さん、そして、県職員の皆さん、ひいては県民の皆さん方に御支援をいただいていたたまものではないかと、こんなふうに思っております、そのことに対して心から厚く御礼を申し上げて質問を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。(拍手)

議長(三谷哲央) 20番 中嶋年規議員。

〔20番 中嶋年規議員登壇・拍手〕

20番(中嶋年規) 自民みらいを代表して質問をさせていただきます、志摩市選出の中嶋年規でございます。

野呂知事にとりましても、改選前の私も議会議員にとりましても、今期任期の最後の定例会という、この定例会の代表質問という光栄な機会を与えていただきましたことを、心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

野呂知事とは最後の議論になるということですが、自分の中でも思い出に残るような議論となるようしっかり頑張る所存でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

先ほど西塚議員のほうからも御質問がございましたが、まずは県内で発生しました高病原性鳥インフルエンザ事案への対応についてお尋ねをしたいと思います。

先ほど来から、これまでの経緯については説明いただいたところでございます。

知事も2月16日には現地に入っただき、そして昨日の早朝には6万5000羽の殺処分を終了していただいた。迅速な対応に感謝を申し上げたいというふうに思います。

その上で4点をお伺いしたいと思うんですが、まず、1点目は、先ほどの答弁でも周辺農場の立入調査をやっていただいておりますということのお話でしたが、宮崎県や茨城県、埼玉県なども実施しておりますけれども、県内の全養鶏場、156あるわけですが、612万羽と言われるこのすべての養鶏場への立入調査を行う予定があるのかないのか、このことをまずお尋ねしたいと思います。

2点目は、事案が発生した養鶏農家及び周辺生産者への支援策のことについてでございます。

これについては、殺処分した鳥の評価額、これの5分の4の手当金を支給するとか、移動制限による損失の2分の1を補てんする、ないしは補助するといった制度、あるいは経営再開資金、経営継続資金の貸与といったことをもう既に用意していただいておりますということでございますけれども、これがすぐに行えるかどうか、ここを確認させていただきたいと思います。

また、今回の事案が発生した養鶏農家及び周辺生産者だけにかかわらず、広く県内の養鶏農家などが行う消毒作業や防鳥ネット整備などへの支援というのはあるのか、このことを確認させていただきたいと思います。

3点目は、熊野地鶏ブランドへの風評被害、こういったことを防ぐために、熊野地鶏を取り扱っていただいておりますレストランや食品卸業者などへの安全性の周知、先ほど知事のほうからは県民への安全性についての正しい情報の御提供ということについては御答弁いただいておりますが、こういった熊野地鶏ブランドをお扱いいただいておりますレストランや食品卸業者、こういったところへの周知というのはどうなっておるのか、また、周辺の観光施設や商業施設の入り込みなどに影響はないのか、こういったことに対する風評被害防止に対する取組についてお伺いしたいと思います。

最後、4点目は、防疫活動、これは速やかに終了させていきたいというふ

うなことでございますが、より踏み込んで、終了する見込みの時期というものがわかれば教えていただきたい。また、その防疫活動が終了した3週間後とされております移動制限の解除、これと同時に安心宣言、終息宣言というのを行える見通しなのか、このことについて御答弁いただきたいと思います。お願いをいたします。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

農水商工部長（渡邊信一郎） 4点御質問いただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず、全養鶏農家への立入調査でございます。

現在、紀宝町の発生農場における防疫措置の完了に向けて全力で取り組むとともに、周辺農場の立入調査を行ったところでございます。

今後、発生農場での作業を完了させ、できるだけ速やかに全農場への立ち入りを進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、消毒作業等の支援につきましては、愛知県での発生を受けて、家畜伝染病予防法に基づく消毒命令を現在、発しております。それとあわせて、鶏、キジ等を飼育している県内の農場への消石灰の配布を既に行っております。

また、防鳥ネットの整備への支援につきましては、国の消費・安全対策交付金によりまして農家への支援制度がございますので、農家への積極的な周知を行ってまいりたいと思っております。

事案が発生いたしました養鶏農家や移動制限区域の農家への補償としては家畜伝染病予防法に基づく補償制度がございますが、清浄化確認後、できるだけ速やかに国へ申請するとともに、早期交付についても国へ働きかけてまいります。

今後、県といたしましては、まずは発生農場におけます防疫措置に全力を挙げるとともに、全農家への消石灰の再配布について考えておるところでございます。

また、迅速な対応が可能な農林漁業セーフティネット資金等の活用ができ

ることを周知するとともに、現在、口蹄疫で行っております農林漁業セーフティネット資金の利子助成を鳥インフルエンザにも行えるよう、検討を進めているところでございます。

3点目の風評被害の件でございます。

鳥インフルエンザは、海外において、家禽と密接な接触を行った人への感染事例はございますけど、鶏肉や卵を摂取したことによる感染事例は世界的にも報告されておりません。

県民をはじめ、業界関係者の皆さんにおかれましては、国や県の提供いたします正しい情報に基づいて、冷静に対応していただけますようお願い申し上げます。

また、畜産物の円滑な流通を一刻も早く回復するため、埋設処分等の防疫措置を優先して行い、移動制限を早期に解除できるよう努めてまいりたいと思っております。

鳥インフルエンザの影響につきましては、発生後に周辺観光施設に対して入り込み状況の確認を行ったところ、各施設からはふだんと変わりがないという御回答をいただいております。現時点では観光への影響はないものと考えておるところでございます。

最後に、防疫活動の終了の見込みの件でございます。

防疫活動につきましては、殺処分を2月17日に終了し、埋却処分と鶏糞処理等を残しておるところでございますが、このうち埋却用の穴を掘る作業が、実は今朝ほど掘削についてはほぼ完了いたしました。これから直ちに殺処分を行った鶏を埋めていく作業があります。

ただ、今後また埋め戻す作業もございまして、非常に天候の影響も受けやすい条件地のところでございますので、現時点では完全に終了する日程については確定はいたしておりませんが、早期に完了できるように全力で取り組みたいと思っております。

また、周辺農場への移動制限については防疫措置が終了してから3週間後に解除されるわけでございますが、この解除はいわゆる家畜伝染病予防法上

の実質的な終息を意味しておりまして、この時点で消費者の方々に対しまして、卵、肉の安全性をアピールする、いわゆる安心宣言を行うとともに、本県、隣接県での鳥インフルエンザの発生状況等により、対策本部を解散する場合に終息宣言を行いたいと思っております。

以上でございます。

〔20番 中嶋年規議員登壇〕

20番（中嶋年規） ありがとうございます。周辺観光施設、商業施設を含め、影響がないということをお聞きしてほっとしましたと同時に、できるだけ今できる支援策ということについてはいろいろと周知も図っていただいて、すぐに御利用いただけるような取組をやっていただくとともに、先ほどおっしゃっていただいた、国とも連携を図りながら、例えば手当金だとか、補助、補てんということについても、早期に交付を図りたいというお話も賜りました。

お隣の愛知県は新しい大村知事が4カ月以内にはそういったことをやりたいというようなことを新聞のほうでも読ませていただいたところでございまして、三重県も速やかに取組をしていただきたいと思う次第であります。

ちょっと1点再質問をさせていただきたいんですけども、今回のウィルスが強毒性なのか弱毒性なのか、このことについては、今、国のほうで検査していただいているかと思うんですけども、この結果はいつごろ出るのか、また、仮にですけれども強毒性であった場合、新たな、例えば、今は10キロ圏内の養鶏農家への監視を努めておるわけでございますけれども、さらにその制限区域を広げるだとか、そういったことの措置が必要になるのかどうか、このことについて確認をさせていただきたいんですが。

農水商工部長（渡邊信一郎） 現在、国の動物衛生研究所におきまして、今回の検体の強毒性についての検査を行っていただいております。今聞いておりますところによりますと、明日の夜以降に結果が出るというふうにお伺いいたしております。

今回、強毒という結果が出ましても、私ども、今、強毒を前提にすべて防

疫措置を進めておりますので、今行っている措置が、移動制限区域も含めまして変わることはありません。

以上でございます。

〔20番 中嶋年規議員登壇〕

20番（中嶋年規） ありがとうございます。明日の夜には弱毒性であるという結果であることを祈っております。

今回、大量死が発生してから県への通報まで2日間の空白があったということが課題かのように取り上げられておりました、確かに課題ではあるわけですが、口蹄疫のときもそうだったんですけれども、家畜を飼っていらっしゃる農家の方々からするとあってほしくないという思いがやっぱり先に立つと思いますし、先ほどの支援策についても、殺処分した鳥の評価額の全額ではなくて、5分の1は補てんされないという、こういったことも考えますと、やはりどうしても二の足を踏む、そういったこともあろうかと思っておりますので、こういった口蹄疫や鳥インフルエンザという、まさに自然災害的なものだと思いますので、こういったときに、農家の方も進んでこういったことを報告していただいて、早く防疫措置ができるような、そういうインセンティブになるような制度ということも引き続き御検討いただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問のほうへ入らせていただきたいと思っております。

2項目めは、民主党を中心とする政府の取組への評価ということをお尋ねしたいと思っております。特に地域主権改革と、税と社会保障制度の一体改革、このことについてお尋ねをしたいと思っております。

国が進める地域主権改革のうち、この23年度予算にも関連が深いと思われるすひもつき補助金廃止に伴う一括交付金化と、国の出先機関改革の現状に対しまして、知事提案説明、この議会の冒頭にございました、地方の意見が十分に反映されていないというふうな御発言がございました。

そこでお尋ねしたいのですが、民主党政権の1丁目1番地と言われておりました地域主権改革の取組の現状につきまして、一括交付金化と国の出先機

関改革を中心にどのように評価し、今回の23年度当初予算編成で対応されたのかをお尋ねします。

また、あわせて新道路整備戦略の見直しについてもお伺いしたいと思います。

昨年、平成22年9月22日の本会議におきまして、岩田隆嘉議員が自民みらいの代表質問におきまして、新道路整備戦略の見直しスケジュールをたしました。北川県土整備部長のほうからは、平成22年度中をめどに見直しを行っていききたいという御答弁をいただいております。

しかし、一括交付金化の全体像が見えない中、私は、早急な見直しというのが財源の根拠のない絵にかいたもちになるなど、かえって無責任なものになるのではないかと危惧しております。

そこでお尋ねいたしますけれども、新道路整備戦略の見直しを急ぐことなく、一括交付金化の動向をしっかりと見きわめた上で、例えば見通せる条件のもとで計画期間をより短期にしたり、整備方法の選択の幅を広げるなど、新道路整備戦略のあり方を含め、引き続き検討をしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。御所見をお伺いしたいと思います。

次に、税と社会保障制度の一体改革についてお尋ねをいたします。

知事提案におきまして、これも社会保障と税の抜本改革ということに関しまして、知事のほうから次のような御発言がございました。行政の無駄を排する努力は当然行うとしても、増税は避けて通れない課題であるという認識でございます。そのために、所得課税、消費課税、資産課税のあり方を総合的に検討し、税負担と公共サービスレベルとをセットに議論するべきとの御意見もおっしゃられました。

この考え方に、私も同感するところでございます。そこで、このことに関しまして知事のより具体的なお考え、考え方をお聞かせいただきたいと思いますが、その答えをいただく前に、税と社会保障制度のあり方を議論する際に必要な視点ではないかと私が考えるところを幾つか申し上げたいというふうに思います。



社会保障制度を維持するためには、経済成長が前提でなくてはならないと考えます。これは、菅総理大臣もおっしゃっておるところです。そういった観点から考えますと、消費税の税率の引き上げ、これは、目標年度、何年度までにする、二千何年度までにするよというようなことがよく言われるわけですが、そういった目標年度ではなく、例えば名目GDPが年率3%成長を達成した翌年度に税率の引き上げをするといった、経済成長率と税体系見直しの時期とをセットで明確化する。こういったことも必要じゃないかなということを思います。

また、直接税であります所得税につきましては、低所得者が、間接税である消費税の負担感、これを軽減する方策も当然ながら検討しなくてはならないと思います。例えば、低い税率を適用する課税所得金額、このレベルを上げることによって若干は所得税の負担感が低くなる、そのことで、消費税が仮に上がったとしても、若干の負担感の軽減になるんじゃないかと、そんなこともあわせて考える必要があるというふうに思います。

さらに、今、日本には1400兆円と言われる金融資産があると言われておりますが、その60%を60歳以上の方々が所有しており、また、その25%を50歳代の方々、1400兆円の85%は50歳以上の方々がお持ちでいらっしゃる。こういった現状も踏まえますと、相続税、贈与税、固定資産税のあり方というのを見直して、若い世代に国民所得を回す税制の構築、こういったこともあわせて考える必要があるのではないかと思います。

また、消費税につきましては、インボイス方式を導入しまして、日用品の税率は低くするなどの取組も必要となってくるのではないのでしょうか。

また、高齢者中心の社会保障制度から現役世代重視の制度への転換を図ることも必要だと思われます。例えば、年金も、賦課方式、若い世代が高齢の皆さんにお贈りする形ではなくて、積立方式にするといった転換も考えていく必要があるのではないかと思います。

社会保障サービスのあり方につきましても、公助、自助のみならず、地域やボランティアなどの、知事がよくおっしゃられる新しい公、これによりま

す共助、互助の仕組みづくりを進め、サービス提供の担い手となってもらう  
絆社会づくりを進めていく必要があると考えます。

幾つか申し上げましたが、こうしたことも含めまして、総合的な視点から、  
税体系、そして社会保障サービスのあり方を議論することが、国民、とりわ  
け私たち政治家に求められていると思います。野呂知事として、社会保障制  
度と税制のあり方に関して、より具体的な考え方をお教えいただきたいと思います。

次に、仮に消費税を引き上げた場合の国と地方との配分についてお伺いを  
したいと思います。

ちょっとスライドのほうをごらんいただきたいと思います。(パネルを示  
す)消費税5%のうち、地方消費税は1%の、平成23年度、2011年度の国家  
予算でいきますと2.6兆円が地方消費税となっております。そして、国税分の  
消費税収入のうち29.5%は地方交付税の財源、図の3.0兆円という部分です。  
現在、国全体の消費税収入12.8兆円の約44%となる5.6兆円が地方消費税と地  
方交付税の形で地方自治体へ配分されております。これは非常に安定した財  
源でありまして、地方の実情に応じた政策実現に欠かせないものとなってお  
ります。

こうした中、平成23年2月8日の衆議院予算委員会で与謝野経済財政担当  
大臣は、消費税を仮に増税したとしても、今のところ地方にという考え方は  
だれも言わないとし、増税分はすべて国に配分するべきとの考え方を示唆し  
ました。

そこでお伺いいたしますけれども、地方が担う直接的な介護、福祉、医療  
サービスは今後確実に増えていくことは明らかであります。こうした中、仮  
に消費税を社会保障サービスの財源として増税した場合、地方へ配分される  
税収も増やすべきであると考えますが、いかがでしょうか。

幾つかお尋ねしましたけれども、御答弁のほうをよろしくお願ひいたしま  
す。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） まず、最初の質問、地域主権改革についての評価でございますが、中央集権体質から脱却してこの国のあり方を大きく転換するという改革でございます地域主権改革でありますけれども、これは、地域住民が自らの判断と責任において地域の主課題に取り組むことができるようにするためのものございまして、地方という立場から非常に重要であると考えておるところです。

政府は、昨年6月に地域主権戦略大綱を閣議決定して以降、議論を進めまして、12月に、一括交付金、地域自主戦略交付金、仮称でございますが、これを創設いたしますとともに、国の出先機関改革のアクションプランを閣議決定したところでございます。

ここまでの経緯の中では、各省庁、大変強い抵抗がある中でございますので、こうした状況になりましたことは一步前進であるというふうに思います。

しかし、一括交付金については現在のところ、具体的な制度内容、例えば配分基準であるとか詳細な対象事業の範囲等、これらが明らかになっていないということでございますので、三重県においても当初予算編成に当たりましては、継続事業がかなりあるといいながらも予算計上せず、6月補正予算等で対応するというようにしておるところでございます。

この一括交付金の制度でありますけれども、地域の知恵とか、あるいは総意を生かしながら様々な事業を実施するという、交付金本来のこの理念とか趣旨を生かすというためにも、これからこの一括交付金について、規模の拡大はもちろんのことでありますけれども、仕組みをさらに工夫、充実して、地域の自由裁量を高めていくべきだと、こういうふうに思います。

それから、国の出先機関の改革についても、例えばハローワークの移管といったようなことについてはいつの間にか骨抜きになったりしておるような状況を見ますと、やはり地方のほうの意見というものを本当に反映させながら、着実な、そして改革のスピードアップを図っていくべきであると、こういうふうに思っております。

なお、地方がずっと主張を長年してまいりました国と地方の協議の場の法

制化や、義務づけ、枠づけの見直しなどに係る地域主権関連三法につきましては、地域主権社会の実現に極めて重要なものがございますので、今通常国会での成立を強く求めますとともに、地域主権改革を着実に進めていくため、今後とも全国知事会等と連携し取り組んでいく必要があると考えておるところでございます。

次に、新道路整備戦略のことについてお尋ねがございました。

新道路整備戦略の見直しにつきましては、新たに道路整備方針として、今年度中の取りまとめを目指してきたところでございます。

具体的には、道路整備を取り巻く厳しい財政状況の中で、県民ニーズに的確に対応していくため、バイパスや2車線整備などの抜本的な改良だけでなく、極部的な改良などの柔軟な整備手法を加えまして、短期的な事業計画として策定する方向で作業を進めてきたところでございます。

この取りまとめの時期についてでございますけれども、平成23年度当初予算につきましては、今春に行われる地方統一選挙によりまして骨格的予算として編成をしているということから、一括交付金化などの状況も見きわめながら、引き続き作業を進めながら、成案の取りまとめにつきましては、新しい知事と新しい議会のもとでの次年度に送らざるを得ないと、こういうふうに考えておるところでございます。

それから、次に、税と社会保障制度の一体改革についてのお尋ねがございました。

現在、我が国では、少子・高齢化の進展や産業構造の大きな変革の中で、これまで築いてまいりました雇用保障や生活保障などが行き詰まり、国民の間には不安感や閉塞感が漂い、まさに時代の峠に直面していると、こう考えております。

私は、こうした状況を克服するためには、従来の社会経済システムを抜本的に組み立て直し、峠の向こうに新しい日本型モデルを構築していくということが不可欠であると考えております。

そういう思いを知事会の中でいろいろ議論いたしまして、昨年、この国の

あり方についてもまとめさせていただきまして、県議会の皆様にも配付をさせていただきます。この中では、細かい制度設計にまでは及んでおりませんが、基本的には、大きな方向性、あるいは考える際の枠組みなどが、そういったことについて述べておるところでございます、私の思いもこれと同じような思いでございます。

この中でもいろいろ日本型モデルの構築について考察をしておりますが、人々の活動保障と、それから生活保障を支えるためには、地方が中心となって担います現物給付と、国が中心となって担います現金給付、これがセットになった高い水準の公共サービスの提供が不可欠ではないかと考えております。そのため、増税は避けて通れませんが、新しい時代にふさわしい税制の確立のためには、公共サービスと、そして税の負担、これをセットにして税制の抜本的な見直しを早急に進めていく必要があると、こう考えておるところであります。

税制の抜本的な見直しに当たりましては、所得課税、それから消費課税、それから法人課税もございますが、こういった税のあり方全体を総合的に検討する必要があると、こう考えております。

具体的には、基幹税である法人税につきましては、産業の空洞化や雇用の維持、創出等に配慮しまして、法人税率のあり方を検討すべきでありましょう。もう一つの基幹税である消費税は、これは中立的で安定的であると、こう言われておるところでありまして、増税が必要な場合は、もちろん低所得者層への配慮を前提としてであります、消費税が最も適しているというふうに考えるところであります。

そして、その際には、地方が担います介護、福祉、医療サービスなどの現物給付につきましては、地域の実情に応じて、きめ細かく、かつ安定的、持続的に提供していかなければならないことも踏まえ、地方消費税など地方へ配分する税財源も充実すべきであると、こう考えております。

現在、国におきましては税と社会保障の一体改革が議論をされておりますが、実質上、社会保障等に関するサービスの運営、給付主体、これは地方が

担っているという状況であります、こういう実態を無視するような意見等が出ているということに極めて遺憾に思います。

そういう中で、今月26日に全国知事会を臨時で開催するという事になっておりまして、こうした課題に対しまして強い姿勢を示していくことになるかと思えます。

それから、中嶋議員のほうからいろいろ、細かく税を考える場合に考えていかなければならないいろんなポイントについてお述べになりました。いずれも大変大事なポイントであると思っておりますが、経済成長率が高いタイミングに消費税等の増税を打ち出すということ、これも一見わかることではありますが、一方で、安定した行政サービス、高い水準の、そういったある程度の高い水準の公共サービスが確保された状況でこそ、人は活力に満ちたいろんな活動もできるということ、そういったことから、実はサービスの高い水準が、逆に経済成長をもたらしていくんだということもございまして、そこらはタイミングの議論としては極めて重要な考察が必要ではないかなと、こういうふうに思ったりもいたします。

私のほうからは以上でございます。

〔20番 中嶋年規議員登壇〕

20番（中嶋年規） ありがとうございます。さすが、高校、大学の先輩であります野呂知事のほうからも、最後、経済成長の前提となるのは、安全な、安心できるセーフティネットがしっかり張られた社会であると。このことは、野呂知事がよくよく引き合いに出されますスウェーデンの事例も含めて、確かにそういったことが、今、勝ち組となっております現状を考えますと、そのとおりなのかもしれません。そのことについては、私自身ももっと深く、これからは勉強していきたいなと思っておりますし、一度この税と社会保障について、野呂知事の御意見を聞かせていただきたいなと思っておりますので、本日にいい機会とさせていただきます、ありがとうございます。

次の質問のほうへ入らせていただきます。三つ目は三重県を全国に誇れる教育県にというテーマでさせていただきます。

これまで教育委員会のほうで、小・中学生の基礎学力の定着・向上のためのモデル地域、モデル校というのを指定して、様々な取組を展開していただいております。

スライドをちょっとごらんいただきたいんですが、(パネルを示す)平成19年度から22年度の4年間をまとめてございますけれども、学力アドバンス事業、学力調査活用事業というのを、それぞれ8市町、12市町などをモデルとして取り組んでいただいております、例えば学力アドバンス事業ですと、授業改善の推進だとか、定期的な研究授業、授業公開を行うなど、効果的な指導、評価のあり方についての実践的研究をモデル校で行って、その成果を検証し、広げていくと。

学力調査活用と書いてあるのは、各市町の教育委員会が独自に全学年を対象に実施する学力調査的なもので、その結果に基づく研究とか研修、それから、それを踏まえた、全市町が参加する学力向上推進会議の開催によって、学力向上に向けた取組を広げていこうというものでございます。

また、22年度の一番下にございます小学校学力定着、これは、国語、算数を中心とした、知識、技能の習得を目指し、学力向上計画をつくり、全校体制で評価と改善を図っていこうというものでございまして、一生懸命やっていたということがこれでよくわかるところではございますが、残念ながら、全国学力・学習状況調査の結果、赤字で困ってあるところがございますけれども、全国順位というのを余り好まないでしょうけれども出しますと、小学校につきましては、19年度が42位、それが、43位、45位と下がってきております。中学校においては、19年度29位だったものが33位へ20年度落ちてまして、21年度はさらに35位へ、22年度は33位へと若干高くなっております。

このデータを見る限りにおきましては、学力向上・定着、この取組の成果の広がりがやはり見られていないのではないかなと言わざるを得ないかなと思います。

なぜ全国低位の順位に甘んじているのか、小・中学生の学力向上・定着が

進んでいない要因を分析するということが必要だと思います。その際、それぞれの小・中学校の特性、地域特性、こういったものも踏まえなくてはならないと思います。

本年度から政府の方針によりまして、全国学力・学習状況調査はこれまでの全校対象の悉皆調査から抽出調査へ変更されまして、三重県は36.1%の抽出率と。一方で、抽出から漏れた学校を対象に独自の調査を希望する市町の取組によって、最終的に全体的としては55.4%の小・中学校において調査が実施されたところであります。

その状況を簡単に次のスライドで見ていただきたいんですが、(パネルを示す)100%の小・中学校で実施したのが9市町でございます。そのうち、先ほど御紹介しました県の学力調査活用事業というので、さらに対象学年以外も含めてやっていただいているのが6市町でございます。50%以上の学校で実施していただいているのが6市町、それから、4分の1以上半分未満でやっていただいているのが9市町、4分の1未満でしか実施していないのが5町という結果でございまして、かなり市町ごとの取組のばらつきが見られるところであります。

前も議会の山本勝議員との答弁の中で、教育長のほうからも、学力がすべてではない。私もそう思います。とはいうものの、やはり学力の向上・定着を図っていただくことは必要なこととございまして、その要因を把握するためには、全国と比較できる基礎的データ、これはやはりすべての小・中学校、市町教育委員会、県教育委員会が把握して、それぞれの地域や学校の強み弱みというのを分析して、それをさっき言った学力アドバンス事業のようなモデル事業に反映させて、成果を各小・中学校へ広げていくという仕組みをつくるべきではないかなと。その上で、市町が独自でさらなる学力調査とか学力向上の取組をされる場合には支援するという手厚い取組が必要ではないかなというようなことを思います。

そこでお尋ねしますけれども、保護者からも要望の強い全国学力・学習状況調査につきまして、県の支援によりまして、抽出調査から全校対象の悉皆



調査へ取組を強化し、地域や学校ごとの強み弱みをしっかりと把握することがまず必要ではないかと思いますが、御所見をお伺いいたします。

〔向井正治教育長登壇〕

教育長（向井正治） 中嶋議員の学力・学習状況調査についての御質問にお答えいたします。

児童・生徒の学力の定着・向上を図るために、県教育委員会ではこれまで、御指摘がございました学力アドバンス事業とか学力調査活用事業等、学力向上にかかわる事業を展開してまいりました。その結果といたしましては、児童・生徒の学力の状況を把握するための到達度学力検査を実施する学校が増加してきたという点、また、授業改善の取組を積極的に推進する学校が増加するなどの効果が見られております。

しかし、その一方では、なかなか結果にあらわれていないという御質問がございましたですけれども、客観的な学力調査の結果を教育指導の改善にまで活用できていないんじゃないかということ、また、授業改善の取組が学校全体のものになっていないと、そういう課題も明らかになってきております。

こうした成果や課題を踏まえまして、学力向上のためには、子どもたちの学力を客観的に把握して、その結果を学校全体で教育指導の改善に生かしていくという、そういう取組を充実させることが大切と思っております。

御指摘のように、全国学力・学習状況調査は、国語、算数・数学におきまして、基礎的、基本的な知識、技能の習得の状況、それから、それらを活用する力を客観的に把握することができる、そういった調査試験でございます。加えまして、子どもたちの学習や生活の状況も把握することができると、そういうふうに認識しております。

調査への参加につきましては、国から示されている実施要領に基づきまして、各市町教育委員会の意向を尊重しているところでございます。市町の中にはやはり、先ほど言いました到達度学力検査を独自にしていると、そういうこともありまして、希望利用調査への参加に消極的になると、そういう例もあると聞いております。

しかしながら、一方、すべての小・中学校で希望利用調査を実施した市町におきましては、学校、市町全体での結果を分析いたしまして、各学校における指導方法の改善とか、家庭学習の習慣化を図ると、そういった取組が進められているところでございます。

県教育委員会といたしましては、こういった取組事例を、市町教育長会議と、そういった様々な機会に紹介しながら、全力学力・学習状況調査への市町の自主的な参加を進めてまいってきたところでございます。これからもそういった取組を進めてまいりたいと思っております。

議員も御指摘がございましたように、各学校におきましては、やはりそういった取組を継続的に、P D C Aサイクル、そういった中で、学校経営の中で実現していくと、そういった取組がぜひ必要かと思っております。三重県型の学校経営品質のそういった理念に沿った形で、改善活動を継続的に実施していくと、そういうことが重要だと思っております。このことが子どもたちの学力向上の基盤になっていくというふうに考えております。

以上でございます。

〔20番 中嶋年規議員登壇〕

20番（中嶋年規） 御答弁をいただいたところでございます。市町のほうにも、もちろん強制じゃございませんが、自主的な取組を前提としつつも、できる限り学力調査については希望も出していただけるような働きかけということもぜひしていただきたいと思っておりますし、場合によっては、そういったところが増えた場合には県としての支援策というのものも、新しい知事の判断のもとになるかどうかと思っておりますが、御検討を賜りたいというようなことをお願いしたいと思います。

国のほうも、今日の報道では、平成25年度から全員参加を検討するようなことの動きも、今、文部科学省のほうは考えておるといふ報道もございました。47都道府県の7割が全校調査を期待しておるといふようなアンケート結果もあると新聞で読みまして、経営品質による漢方薬的なこともいいんですが、やっぱりもとのベースとなる客観的データがないと経営品質活動も生か

せない部分もあるかと思いますので、そういった観点でもぜひ取組を強化していただきたいということをお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

野呂県政の2期8年を振り返ってということで、実は自民みらいの会派メンバーにお願いをいたしまして、15のカテゴリーに関します30項目のアンケートを実施させていただきまして、その結果をAからDの4段階で、評価を勝手ながらさせていただきました。

15カテゴリーで評価の低い順に紹介していきたいと思います。スライドを見ていただきたいと思いますが、(パネルを示す)15カテゴリーで一番下になったのが、15番目にあります、過疎地域や中山間地域の振興や観光振興、公共事業などの助け合い、支え合いによる絆社会づくりに関する取組で、これについてはC評価の余り成果は出ていないというふうなことでございました。

14位は、学校教育、先ほど話が出ました学校教育だとか、スポーツ振興、知識集約型産業構造への転換と企業誘致、第1次産業の振興などの一人ひとりが力を発揮し、経済や産業が元気な社会づくりに関する取組、13位が、環境保全、障がい者福祉、地域医療、子育て環境整備、高齢者福祉、防災、防犯といった対策などの暮らしの安全・安心が確立された社会づくりに関する取組でございまして、これら二つはB評価のある程度の成果は出ているというようなものでございまして、ワーストスリーは、野呂知事が提唱してこられました県民しあわせプランの目指すべき三つの社会像に関する取組という結果になっております。

次のスライドを見ていただきたいと思います。(パネルを示す)10位には三つのカテゴリーが同じ評価で入りました。一つは文化力をベースとした県政展開、二つ目には本音でトークなどを通じた県民意見の反映、三つ目には市町との関係づくりや権限移譲。9位には、みえ行政経営体系や経営改善プラン、財政の健全化、外郭団体改革などの行財政改革の取組が9位となりました。

次のスライドを。(パネルを示す)6位にも三つのカテゴリーが入りまして、

一つは県民が主役の県政を実現するための新しい時代の公の取組。二つ目は、北川県政の負の遺産、いろいろとございましたけれども、これの処理。それから、三つ目は、6位に入ったのが緊急雇用・経済対策でございます。5位が県議会からの提案や意見などへの対応ということで、これはB評価のある程度丁寧な対応であったという結論になりました。4位は、世界新体操選手権とか全国高等学校総合文化祭、日本スポーツマスターズなどの大規模イベント招致の取組でございます。

最後に、評価の高かったベストスリーを1位から御紹介したいと思います。スライドをお願いいたします。(パネルを示す)1位は、全国知事会の本県での開催、この国のあり方に関する研究会の座長、子ども手当・子育て支援プロジェクトチームリーダーなどを務めた、全国知事会における野呂知事の活動、2位は、平成16年豪雨災害、食品表示偽装事件、JR名松線・鳥羽-伊良湖フェリー存続問題、中部国際空港アクセスなど、野呂知事が就任された後に生じた県政課題への取組、ともにAの評価の十分に評価できる、十分な成果が出ているという結果となりました。3位には、「美し国おこし・三重」事業、新県立博物館、県立病院改革など、野呂知事が次の知事へ申し送りされる県政課題の取組、これは、B評価の若干の見直しの上推進するべき、こういった結果となったところでございます。

これらの結果を取りまとめますと、マイナス評価としましては、長年の懸案でございます南北格差をはじめ、地域間の格差の是正に必要な第1次産業や観光振興、インフラ整備の成果が十二分に発揮されていない、学力調査の結果に見られるような、学校教育のあり方やスポーツ振興の成果が見られない、産業廃棄物不法投棄やごみゼロ推進プランなどの環境保全への取組、低いままの障がい者雇用率、救急医療や産科・小児科医療を中心とした地域医療の崩壊への対応が不十分、こうしたことから、野呂知事が提唱した県民しあわせプランが目指すべき三つの社会像実現のための政策の効果、成果、こういったものが十分発揮しておらず、道半ばであるというふうなマイナスの評価となります。

一方で、プラスの評価としましては、堅実な県政運営の手腕を発揮しつつ、国やほかの都道府県に対して言うべきことは言う、信念ある姿勢を高く評価したいと思います。また、様々な県政上の課題の発生時には、的確なリーダーシップで解決を図ってられました。今回の高病原性鳥インフルエンザの対応もそのようなことでございます。

着実な行財政改革も推進しつつ、新県立博物館など、これから野呂カラーを発揮するであろう様々な政策展開への期待も高かった、こういったことを総合しまして、総合評価としてはAからDの4段階のうちBのある程度の成果が出ているという結果でございました。

まことに勝手な評価ではあるということも重々存じておるんですが、私どもの評価結果と知事の思いと、同じところ、異なるところへの感想も交えつつ、反論ではなくて感想も交えつつ、この2期8年を振り返っての総括や思いを述べていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） 私の2期8年につきまして、いろんな角度から御評価をいただいたところでございますけれども、私のこれまでの期間の思いを少し申し述べたいと思いますし、政治家の評価というものについては、私は、最終的には歴史が評価するものだと、こう思っておるところでありまして、多分、10年先、20年先、あるいはもう一つまた時代が変わったときから見て、そのときどうであったのかというような評価が一番最終的には出てくるんだろうと、こういうふうに思っております。

私の2期8年、これは、私にとりましては、もう十分に長い、そしていろんな仕事をさせていただいた2期8年であったと、こういうふうに思っておるところでありまして、野呂カラーを発揮するであろうこれからの展開というようなことにもちょっと触れられましたけれども、政治家のそんな知恵回しは、泉のごとく、どんどん出てくるわけではありません。

そういう意味では、私は自らの思いを一時代づつけさせていただき、そういう十分な時間をいただいたのではないかと、やはり行政というのは、特に首

長という立場は、長年やるものではなくて、当初から10年前後、2期か3期ということをおしは申し上げてきましたけれども、そういう中でチェンジをしていくということが最も大事ではないかなと、こういうふうにおしっております。

さて、それで私の2期8年の県政への取組ですが、いつも申し上げてきたことではありますが、県政は県民の人生の舞台づくりであるということ、このことを基本に、知事に就任しましたときの職員へのあいさつの中でも、今後県政については、ガバメント、統治から、ガバナンス、共治に持っていくんだ、それから、職員に対して常に申し上げてきたのは、だれのための県政か、何のための県政か、これを徹底すること、あるいはピンチをチャンスにということは、私は知事になる前から非常に繰り返し申し上げてまいりまして、県政においても常にその感覚で志しました。そして、御承知のとおり新しい時代の公とか、あるいは文化力に基づくいろんな政策を、それこそ三重県が常若の三重県であるべきだというような思いで、常若政策をいろいろ追求してきたところでございます。

それで、いろんなことがありましたけれども、マネジメントの中では、危機管理ということ、これはそのベースに置かなきゃならない、プラン・ドゥー・シーというサイクル、これはもちろん大事でありますけれども、その大もとに、危機管理などをベースにしまして、トータルなマネジメントシステムとしてみえ行政経営体系を構築いたしまして、その上で行政運営を進める、あるいはまた、質の行政改革、これを推進してきたところでございます。

私にとりましては、議員の皆さんにもいろいろ御反発があったかもしれませんけれども、例えば口ききというのが、これはいい口ききもあるかもしれませんけど、悪質な口ききをどう防止するのか、これは、全国どこを見てもあんまりいい例がない中で、私は、知事が3人逮捕されたり、あるいは、残念なことに三重県でも議長を経験をされた方が逮捕されたというようなことがございましたが、あれはまさにピンチでありましたが、それをチャンスに変えるという意味から、悪質な口きき防止策については平成18年12月に策定

をしたところでございます。

議員にいろいろ御分析いただきましたが、引き続き努力が必要な部分もありましょうし、あるいは、一定の成果が出てきたものもいろいろあるのかなというふうに思います。

例えば、人や経済の元気さという観点で申し上げますと、未来への投資ということを非常に重視いたしました。そういう意味では、次世代の育成を未来への投資と位置づけまして、私は、少人数教育の推進であるとか、あるいは学校経営品質の推進、こういったことは、他県にはない、あるいは他県に先んじてとってきたことであると思えますし、それから、新県立博物館の建設、これも、私も大変思い入れを持ちながらやらせていただきました。それから、こども局、これを設置しまして、子育てに子育てという柱をつけ加えて、それを支える地域社会づくりを進めたということもでございます。

それから、先端的産業の誘致でありますとか、高度部材イノベーションセンターを活用した研究開発の促進、あるいは農商工連携や三重ブランドによります地域密着型産業の振興などの産業の元気づくりも進めてきました。

私が知事になりました当初、県民1人当たりの製造品出荷額、これは4位か5位ぐらいだったと思えますが、平成21年、三重県は愛知県を超しまして、日本一に今なっておるということです。ただ、リーマンショックでの経済の落ち込みという大変な状況の中ですけれども、日本一の製造品出荷額を人口当たりでは誇っておるという状況も、一定の成果が出ておるんだと、こう思います。

それから、リーマンショックの件では、非常に雇用・経済状況が悪くなったわけですから、これに対しまして十二次にわたる雇用・経済対策を講じました。雇用の創出についても、一定の成果を上げてきたと、こう考えております。

それから、暮らしの安全・安心という点でございますけれども、まず、長年の懸案事項とか危機の対応に取り組んだところでございます。

三重ごみ固形燃料発電所の問題、これについて、就任直後、安全対策にも

取り組んだところでありますし、それから、全国最大規模となりました産業廃棄物の事案、これも私が指示をしまして調査をしたことによってわかってきたところであります。その対応も、これは、長年にわたって積み上げてきた負の遺産、この解決は、したがって大変また時間もかかるんだと、こういうふうにも思っております。

それから、医師不足等によります診療科の休止等、地域医療への不安、これが非常に高まってまいりました。そういう意味では、医療従事者の確保等、苦勞いたしてまいりましたが、一方で県立病院の改革にも道筋をつけてきたところでございます。

知事就任のときには部ではなかった防災関係につきまして、防災危機管理局を平成16年に発足させまして、自助、共助、公助の理念のもとで、防災対策等を総合的に推進もしてまいりました。

絆社会の形成という点で低い評価をいただいたところでありますけれども、私としては、例えば幹線道路網の建設につきましては、御遷宮を目途に、紀勢自動車道をはじめ、その推進に相当力を入れたところでございます。

それから、地域の魅力の再発見であるとか自立・持続可能な地域づくりを目指します「美し国おこし・三重」、これをやってまいりましたし、その前には、例えば、特に大変な東紀州については、議会の皆さんの御理解もいただきながら、東紀州対策局、それから熊野古道センター、あるいは集客交流施設等の実現、こういったことも取り組まさせていただいたところであります。

私としては、こういった事業にこの2期8年、いろいろ取組をさせていただきました。「みえけん愛」という言葉を当初からスローガンにも使っておりましたが、その「みえけん愛を育む“しあわせ創造県”を県民が主役になって築く」という基本理念のもと、県民の皆さんの理解や県議会の皆さんの御理解、御支援のもと、取り組まさせていただいたところでございました。

皆さんの御理解や御支援に心からお礼を申し上げますとともに、一緒に頑張ってくれた職員にも心から感謝したいところでございます。



そして、このときの評価については、さっきも申し上げたように県民の皆さんにゆだね、そして、また、最終的には歴史の評価にゆだねるということにすべきだと、こういうふうに思っております。

以上です。

〔20番 中嶋年規議員登壇〕

20番（中嶋年規） ありがとうございます。お遊び感覚ではもちろんないんですけども、まじめにアンケートに皆さん御協力いただいてまとめた結果でございまして、こういった見方もあるという中で、知事がおっしゃられるように、最終的には歴史が判断する、評価するということであろうかと思えます。

そういった意味でも、私どもはこれから将来、歴史的に見て恥じないような、歴史に恥じないような三重県政であり、三重県議会であり、一個人の政治家であるべきであるということを改めて感じたところでございます。

このアンケートの最後の30項目めというのが、それぞれコメントを、もしよければ書いてくださいというようなもので、その幾つかを御紹介したいと思います。

議会とは一定の緊張感を持った関係でよい議論ができたと考えるという意見とか、北川県政の負の遺産からのスタート、少し軌道に乗ったと思ったところでの辞任は残念である、それなりに頑張ったと思う、よく頑張った、御苦労さまでした、目立ったパフォーマンス的なところはなかったが、一つ一つを丁寧にこなしていった感がある、大きな県政課題にはある程度のスピードを持って対応していただいたことにリーダーシップを感じた、こういったようなコメントがあったことも御紹介したいと思います。

それでは、最後の質問としまして、先ほども少し述べていただきましたけれども、改めて2期8年を振り返りまして、最大のパートナーであります市町、ともに汗を流した県職員の皆さんへのメッセージをお願いしたいと思います。また、野呂知事が実現しようとしておりました常若の三重、希望の舞台づくり、こういったことに向け、これからの県政に対するメッセージも

あわせてお願いしたいと思います。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） 今後の県政にどういう期待をするかということでございますけれども、ぜひ、至らなかったところを、ひとつしっかりまたカバーしていただく県政を構築していただきたいと、こう思っておるところであります。

まず、最近、いろんな地方行政に絡んでの議論が盛んに行われておりますけれども、私は、だれのための県政なのか、何のための県政なのか、そのことを突き詰めていったときにやはり、ガバメントではなくてガバナンスという考え方、これがこれから大事であると、そのためには、県民の皆さんが自発的に地域にかかわっていただくこと、あるいは地域を一緒になってつくっていくということが大事でございます、そういうことが地域主権の社会を実現することになると、こういうふうに思っております。

この地域主権社会におきましては、市町の役割はますます重要でございます。したがって、その市町が主役となって、個性的で魅力ある地域づくり、これが進むということが期待をされるわけでありまして、私は常に、最大のパートナーが市町であると、こう申し上げてきましたけれども、市町との連携、協働、これをこれまで以上に進めるということ、このことが極めて大事だと思います。

それから、職員の皆さんには一緒に頑張ってきてもらって本当に感謝しておりますけれども、大変な時代の峠のときであります。さっき、税の議論もございましたけれども、地方も、国がこういう閉塞感を持った、混迷した状況でありますから、地方行政が持つておる課題解決は地方だけでは何ともできないような、そういった大きな壁を持つておるところであります。

そういう時代を乗り越えていかなきゃならない、まさに今、時代の峠に直面しているんだと、こう思います。したがって、職員の皆さんにも、そんなに難しく考えるのではなくて、だれのための県政なのか、何のための県政なのか、これを常に問い続けながら、その上で、県民に向けて感性を磨く、

県民の皆さんから共感を持っていただくような、そういう県政の展開、これにしっかりと取り組んでいただきたいと、こう思います。

ただ、これは決して大衆に迎合しろということではありません。大衆迎合の最も悪い典型的な例はドイツのヒトラーでありますし、我が国でも人気のあった総理が決していい政治をやったとは思えないものでありますから、それは非常に注意をすべきことだと、こう思います。

三重県は、美し国とも言われ、本当にすばらしい地域での生活、文化がはぐくまれてまいりました。そして、魅力的なすばらしい資源がいっぱいあるわけでございます。それをさらに磨きをかけて、常に常若の状態をつくっていく、そういうことが大事だと、こう思います。そして、峠の向こうに希望の舞台づくり、これをしっかり進めていくということが大事でございます。

さっきも申し上げましたが、ピンチをチャンスにということ、これは、大変な時代であるからこそ、その気構えで果敢に挑戦を続けていっていただきたい、中嶋議員はじめ、議会の関係の皆さんも今後さらにそういった形で御活躍されることを心から期待いたしておるところであります。ありがとうございました。

〔20番 中嶋年規議員登壇〕

20番（中嶋年規） 最後、すばらしいメッセージをいただきましてありがとうございました。任期ももう少しでございます。最後まで緊張感を持って、県政を推進、ぜひお願いしたいと思いますし、私どももしっかり取り組んでまいることを改めてお誓い申し上げたいと思います。

最後に知事、また油絵なんかをかかれると思うんですが、ぜひ三重県議会のほうへも御寄贈いただきたい、そのことを申し上げまして、自民みらいの代表の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）  
議長（三谷哲央） 以上で、各会派の代表による県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

議長（三谷哲央） 暫時、休憩いたします。

午後 0 時 21 分休憩

---

午後 1 時 30 分開議

開 議

副議長（森本繁史） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質 疑

副議長（森本繁史） 日程第 2、議案第 1 号から議案第 53 号までを一括議題として、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。17 番 北川裕之議員。

〔17 番 北川裕之議員登壇・拍手〕

17 番（北川裕之） 新政みえの北川裕之でございます。

議案質疑ということで質疑を行わせていただきます。

議案第 18 号、三重県新しい公共支援基金条例案について質疑を行います。

この条例案は文字どおり、さきの国の補正予算で確保された内閣府の新しい公共支援事業を行うための交付金の受け皿となる基金を設置するものです。基金条例自体に問題があるわけではありませんが、この際に、幾つかの課題や疑問について質疑をしておきたいと思います。

内閣府が出しています、新しい公共支援事業の実施に関するガイドラインを見ますと、事業の趣旨が記されています。

この支援事業は、行政が独占してきた公を N P O 等に関く取組を試行することで、新しい公共の担い手となる N P O 等の自立的活動を後押しし、新しい公共の拡大と定着を図る、N P O 等にとっては、寄附や融資を受けやすい環境が整備され、ボランティアネットワークや情報提供などの人的、技術的な活動基盤の整備が進み、N P O 等の活動が自立していく、これによって、

公的な財やサービスの効率的な提供と、地域における雇用や参加の場の拡大に資するというふうにならされております。

なかなか読み下しが難しい内容かなと思っております、端的に申し上げれば、幅広い公共の担い手の育成とNPO等の自立を目指しているというふうに理解をさせていただきたくでございます。少し具体的な成果として何を求めているのかわかりにくい事業でもあるようにも感じます。

一方、その前段には、古くからの日本の地域や民間の中にあつた、人々の支え合いと活気のある社会である公共を現代にふさわしい形で再編集し、人や地域のきずなをつくり直すという表現もあり、野呂知事の求めてきた新しい時代の公や絆社会と相通ずる理念でもあるかのように感じております。

さて、今回、基金としては1億5300万円の受け入れが行われますが、23年度当初予算としては、事業計画や事業の選定を行うために国から設置を求められている運営委員会なるものの経費を中心として、約300万円余り計上されているだけです。先日の議案聴取会では、6月の補正で具体的な事業をという説明でした。

他県では既に、県民やNPO関係者への説明会の開催やホームページを通じての広報がなされつつあります。当県においては当初予算が骨格予算であることを考えますとやむを得ないと思はれますけれども、一方で、事業期間が2年間という制約があることを考えますと、時間的な心配もしてしまうところでもあります。

今後、運営委員会の設置や事業の公募、採択、事業実施など、具体的な作業をどのように進めていくのか、そうしたタイムスケジュールをまずは示していただきたいと思はれます。

次に、この事業においては、国は地域主権が重要と言ひながらも、相変わらず国の一定のルールに基づいて進めることとなつており、交付金も用途がかなり縛られています。NPO等の活動基盤整備への支援や融資支援、利子補給事業、新しい公共の場づくりのためのモデル事業など、7項目の事業内容が示されています。自由な発想に制約があり、いかなるものかと思はれてし

まいりますが、とはいえ、約1億5000万円の交付金は有効に活用したいと考えます。国のお仕着せそのままに、形式的に対応するのではなく、三重県独自の戦略を持って対応してほしいと考えます。

新しい公の時代や「美し国おこし・三重」事業を先駆的に展開してきた三重県ならではの取組、例えば過去の取組から三重県の課題を抽出し、そこに集中投資を、投下を行うとかというふうに、基金を有効活用できるようにするべきだと考えます。例えば、それが三重県において中間支援組織へのさらなる支援が最も重要だというふうに考えるのであれば、そういうところに集中投資をするというふうな考え方にすればいいのではないかというふうに思います。三重県として、この基金の利活用に対してどういう考え方で臨むのが、基本的な考え方をお聞きしておきたいと考えます。

また、そうした県の考え方が、設置が前提とされる運営委員会が作成する基本方針や基本計画に反映されると考えていいのでしょうか。

あと、少し細かい話になりますが、運営委員会の構成はどのようになるのでしょうか。できる限り幅広い県民の皆さんの参画が求められるのはもちろんですが、NPOの皆さんは支援する側にもされる側にもなるという問題もあり、このあたりの整理は必要ではないでしょうか。

最後に、もう1点、「美し国おこし・三重」事業との関連性ですが、絆社会の構築を目指しているという点では共通するところもあり、政策部との連携、調整が必要ではないかと考えますし、一方、市町やNPOにとっては、またまた県から協力依頼をしているという点でもかなり重なりがあるように思います。特に、事業内容の一つに挙げられている新しい公共の場づくりのためのモデル事業は、県、市町、NPOとの連携や協議体が実施主体になるとされており、市町に協力をいただかなくてはならない枠組みとなっています。市町との連携、調整に十分な配慮が必要かと考えますが、どのように対応していく予定か、お聞かせください。

以上です。

生活・文化部長（山口和夫） 今、新しい公共支援基金の関係で何点か御質

問いただきましたが、まず、県のほうの取組のほうから順序立てて御説明させていただきます。

これまでの県の取組でございますけれども、県民の皆さんと行政がともに公を担う、新しい時代の公の考え方を基本に県政を展開してまいりまして、新しい時代の公の主要な担い手であるNPOが活発に活動できる環境を整備するために、みえ県民交流センターにおいて、NPOの多様な活動や交流、情報の受発信や地域のNPO支援機能の向上などを図ってまいりました。

しかし、現状では、NPO法人の半数以上が収入規模500万円以下であるなど、NPOの活動基盤は安定したものとはなっておりません。また、社会サービスの担い手としてNPOに対する期待は高まっているものの、県民や企業等のNPOの活動に対する理解は十分ではなく、NPOが自立して活動していくための環境整備が課題となっております。

こういう課題の中で、今回、新たに新しい公共支援事業が示されてきました。国の事業実施に関するガイドライン、先ほども御説明いただきましたが、事業の実施に当たりましては、各都道府県が、これまでの取組や課題などを踏まえ、地域の発想や創意工夫により、各都道府県の状況に応じた取組を実施することが期待されているところでございます。

本県では、先ほど述べましたこれまでの取組や課題を踏まえまして、新しい公共支援事業を活用いたしまして、県民や企業等のNPO等の活動に対する理解を深め、NPO等に対する人材や資金等の資源の循環を活発にしていくための基盤づくりや、NPO等と行政の連携、協働によって効果的な社会サービスを提供することを推進する事業などを実施いたしまして、NPO等が自立的活動を実施できる環境整備を進め、新しい時代の公を担うNPO等の活動基盤の強化に取り組んでいきたいと考えております。

先ほども御指摘がございましたが、この事業を実施するに当たりましては運営委員会を設置することになっております。これは、学識経験者、中間支援組織、NPO、企業、金融機関等、地域の多様な関係者によって構成することとされておりまして、運営委員会からは事業の実施方針ですとか事業計

画等について御意見をいただきながら、事業に取り組んでいくこととなります。

今後のスケジュールの関係では、平成23年度当初予算には運営委員会開催に要する経費などを計上いたしておりまして、実施方針、事業計画の策定ですとか具体的な事業の進め方等について検討を行いまして、それらを踏まえて、今後、平成23年6月補正予算において、事業実施に必要な経費を計上していきたいと考えております。

また、事業の実施に当たりましては当然市町との連携が不可欠であると考えておりますので、事業に関する情報共有を積極的に進めますとともに、庁内の関係部局、「美し国おこし・三重」の推進等とも連携しながら、今回の新しい公共事業を有効的に活用したいと考えております。

以上でございます。

〔17番 北川裕之議員登壇〕

17番（北川裕之） まだ煮詰まっていない部分がたくさんあるかなというふうにお聞きをされていて思ったんですが、実際に運営委員会の設置から事業計画までの期間というのは、今のお話ですと4、5、6という期間なんですかね。もう少し期間的なところを教えていただけますか。

生活・文化部長（山口和夫） 運営委員会につきましては、本年度中の立ち上げを考えております。

〔17番 北川裕之議員登壇〕

17番（北川裕之） 三重県の場合は、様々なNPOとの協働、市町との協働というのを取り組んできていただきましたから、課題自体はたくさん見えてきている状態だと思います。

その中から最重点項目としてどういう事業にこれを充てていくのかということについて十分に精査をいただいて、有効活用を図っていただきたいと思えます。

事業は、たしか7事業ほど、事務費に充てられる部分も含めて7事業ほど想定をされているわけですが、今のお話で、有効活用していく重点的なとこ



るに、特に部長からは、人材育成ですとか資金調達の資金を循環ができるような仕組みづくりということでお話をいただいたかと思うんですけども、メニューは、モデル事業もあれば利子補給の事業があったり、たくさんあるんですが、7事業ともフルにやっていかれるという考え方なんでしょうか。生活・文化部長（山口和夫） これからの運営委員会等での御意見もいただいて決めていくことになるんですが、事務局として考えておりますのは、新しい公共を支える資源循環の基盤づくり、これを大きく取り組んでいきたいということと、企業とNPO等との連携、協働推進、そして、新しい公共を推進する情報発信、人材育成、そして、新しい公共の場づくりのためのモデル事業、こういったものを中心に考えておまして、これからいろいろ御議論いただきまして整理をしていきたいと考えております。

〔17番 北川裕之議員登壇〕

17番（北川裕之） それと、「美し国おこし・三重」事業、政策部とも十分に連携をとっていただきたいと思いますが、「美し国おこし・三重」事業もそうですし、私どもの伊賀地域であればその前に蔵びらき事業がございまして、蔵びらき事業があって、そして、「美し国おこし・三重」事業があって、そして、また今度、この新しい公共の事業があるということで、これがおつき合いの事業ということにならないように、十分に市町とも協議をしていただいて、連携もとっていただいて、資金が有効に活用いただけるように十分議論をこの委員会の中でしていただきたいと思っておりますし、また、議会は議会で、常任委員会等できっちりと議論をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申します。

以上です。（拍手）

副議長（森本繁史） 21番 竹上真人議員。

〔21番 竹上真人議員登壇・拍手〕

21番（竹上真人） 自民みらいの竹上です。久々に議案質疑を行います。

まず、JR名松線関連緊急治山事業についてお伺いします。

この事業、現在、家城から伊勢奥津までとまっています、バス代行して

いるJR名松線を再び通すために始める事業ですので、地元に近い松阪市の私としては大変喜ばしいことでございます。まずは、このことを申し上げた上でお聞きします。

昨年の9月に県は、伊勢湾フェリーの支援に関して、公共交通に対する県の関与についてという文書を示し、県全域あるいは県域を超えるものについては県土づくりの観点から県が支援する、県域よりも狭いエリアである特定地域については地域づくりの観点から市町が関与すべしと結論を出して、この名松線は支援しないと私には受け取れました。

その後、方針転換が行われて、全体で5億円の治山事業を5年間かけて行うということです。一体全体どういうふうになっておるのかと。この間に、確かに11万6000人の署名があって、JR東海の社長が周辺の整備を条件に運行再開を明言し、津市も全体で5億円の事業を行うなど、積極的な動きがあったのも事実です。

どうした理由で支援することになったのか、お聞かせいただきたい。  
知事（野呂昭彦） まず、JR名松線につきましては特定の地域に影響を及ぼす地域づくりの交通機関であるということでございますから、地元市であります津市が主体的に関与すべきものであるというふうに考えております。9月22日に公共交通に関する県の関与について、予算決算常任委員会に提出をさせていただいた資料も、そういう意味で、県土づくりの交通基盤か、地域づくりの交通基盤かという、そういう区分けの考え方について述べておりますけれども、一番冒頭のところで、具体的な関与についてはということについては、地域を取り巻く環境や交通基盤、それから路線の状況等を踏まえて対応していくということを言っておるところでございます、私も特に考え方を変えたというわけではございません。

交通基盤については、これは、地域を取り巻く環境あるいはその路線の状況、こういったものを踏まえて県としてどう対応していくのかということでございますけれども、実は名松線の家城 伊勢奥津間の復旧については、県と津市がJR東海と協議を進めております中で、昨年の11月にJR東海から、

自治体によります十分な治山対策や水路整備が行われ、その後も維持管理が適切に行われるならば復旧する旨の考え方というものが示されたところでございます。

これを受けまして津市は、名松線が地域住民の生活を支えてきた路線であるとともに将来のまちづくりの重要な基盤であるということで、鉄道による復旧が不可欠であるという理由をもちまして、実は安全確保のための水路整備を行おうということを決めてきたところであります。あわせて、県に対しては必要な治山事業を行ってほしい旨の要請があったところでございます。

県としては、復旧に向けました津市の取組姿勢、これが明確であるということ、それから、沿線住民の意向など、地域づくりの交通基盤として重要であるということ認識いたしますとともに、これまでも紀勢本線等で鉄道保全のための治山事業を行ってきた、そういった経緯もございまして、それを踏まえながら、名松線においても治山事業を行うということとしたところでございます。

今後の対応でございますけれども、今後は緊急治山事業に係ります予算の議決をいただいた上で、ＪＲ東海、それから津市、県、この三者で復旧に向けた協定を締結し、早急に事業に着手をしていきたいと、こう考えておるところでございます。

なお、昨年９月２７日に私が今井議員の御質問にお答えしたときにも、津市の意向を尊重しながら、家城 伊勢奥津間の鉄道による運行再開を前提に、県としても、必要な治山事業を実施する方向で、１０月以降に行われる中部運輸局、ＪＲ東海、津市、県の四者による話し合いに臨みまして、名松線の復旧を求めてまいりたいと考えておるところを今井議員の御質問にお答えしておるところでございます。

〔２１番 竹上真人議員登壇〕

２１番（竹上真人） 知事からお答えいただきまして、ありがとうございます。実は私も、これ、どうかかと、質疑も思ったんですけれども、この問題、伊勢湾フェリーの問題、８月でしょう、あのとき、私、これで、名松線に銭を

出していった、どんな物差しなんだと言うたら、9月22日に示されて、そして、そのときも言うたんですよ。そのときに、名松線のこと、何にも言うてくれなかったんですよ。8月のときも言うてくれなかったし9月22日のときも言うてくれなかったの、どうもそこで誤解が生じたかなと。

それで、当時の議事録を見ましたら、こういったものについては、やっぱりもうちょっと明確な線引き、そういうのをしながら、そういうのに努めていくというのが、小林部長からお答えをいただいていたので、今後、これ、難しい話ですけども、やっぱり県が支援する、しないというのは地元にとっては大変なことです、その線引きをもうちょっと明確に、やっぱりしていただきたいということだけ要望をさせていただきます。

15分、やっぱり短いですね。では、次の質疑のほうへ行きます。

次、教育委員会の就職指導スキルアップ事業と生活・文化部の未就職卒業生人材育成事業についてお聞きます。

高校生の就職については、昨年の12月の一般質問でかなり突っ込んだ話をさせていただきました。中でもこの未就職者の事業については、今年度1人当たり100万円かけて余り効果があらわれなかったと指摘をさせていただいたところですが、新年度予算では同様の事業を、今度は1人当たり180万円かけて、またぞろ行うということです。

特に私個人としては、県が果たすべき役割を考えると、やはり県は高校生の就職に力を注ぐべきで、高校生の場合は、まさしく三重県で育ち、その多くがこの地域で働くことになる。しかし、大学生の場合はそうでもない。昨年は事業を立ち上げる時点で、やはり県も高校生を念頭に置いて事業を考案したはず。しかしながら、途中で人が集まらないことや国の緊急雇用の基金が使えるようになったことを受けて方針転換をした。本来の議論をもう少しするべきではないか、このように私は思います。

また、教育委員会においても、就職指導スキルアップ事業と称して、新規事業ですね、学校の先生に勉強してもらって、就職内定率を上げようとするもので、私などの目から見ると、そんな漢方薬的な事業よりも、今雇ってい

る就職支援の人をもっと増やして実際の就職に役立ててはどうかと、うがった見方をしてしまいます。

そして、もう一つ、こうした事業はすべて外部に委託です。いわゆる丸投げで、人材派遣会社がこうした事業を引き受けて実施している。私の目から見ると、もうちょっと県も、自身が汗を流してもよかろうと、こう思います。

そこで、緊急雇用・経済対策本部長の副知事にお聞きします。2億円かけて一体どれくらいの効果を見込んでいるのかお聞かせください。

副知事（江畑賢治） 御質問の若年者の就労対策の二つの事業の効果についてお答え申し上げます。

まず、就職指導スキルアップ事業でございますが、これは御質問にもございましたように、教育委員会における県立高校生の就職率向上のための事業の一環といたしまして、23年度から新しく実施する事業でございます。

昨今の若年者の厳しい雇用情勢の中で、就職を希望する生徒が1人でも多く就職できるようにするためには、まず、企業の求人を増やすという求人開拓、大変重要でございます。この求人開拓というのはもとよりでございますが、また、あわせてこの求人が個々の生徒の就職に結びつくための、やっぱり、きめ細かな就職相談、就職指導というのがますます重要になってきているというふうに認識しているところでございます。

そのため、教育委員会におきましては、就職支援総合マネージャーによりまず、学校と企業や経済団体、ハローワークとの連携、ネットワークを強化いたしますとともに、この23年度には、就職相談の充実のための就職支援相談員を4名から6名増員することとしておるところでございます。

また、これに加えて、やはり生徒の就職のためにもう少し何とかしたいという現場の声も踏まえてというふうに聞いておりますが、生徒の職業意識を高めて、生徒の希望、適性、あるいは求人企業の実情等も踏まえた、よりきめ細かな就職相談、就職指導が行えるように、教職員のスキルアップを図るというものでございます。

厳しさを増す雇用情勢の中で、こうした取組によりまして、就職を希望す

る高校生の就職率の向上が図られるものというふうに考えておりますが、それとあわせて、同時に、教職員のスキルアップの実現はもとより、教職員の意識、意欲の向上といった効果にもつながるといふふうに考えております。

また、未就職卒業生人材育成事業でございますが、これにつきましては、今お話にございましたように、就職先未決定のまま高校、大学等を卒業した若年者の就労支援事業で、22年度に引き続いて実施するものでございます。この事業は、県が委託する事業者が、県内企業への就職を希望する未就職の若年者を大体5カ月間雇用した上で、就職に必要な基礎的能力の向上研修、あるいは基礎的技術・知識の習得研修、あるいは各事業現場での実施研修といったステップアップの研修を行って、早期の就職につなげるというものでございます。

この23年度の事業は100人の受講を予定いたしまして、既に債務負担行為を設定しておりますので、現在、4月開講に向けて準備を進めているところでございますが、22年度の事業におきます受講者あるいは企業の意見を踏まえまして、クラス編成を柔軟にするとか、実施研修の期間を15日から55日に延長するなどの事業の改善も図っているところでございます。

事業の実績といたしまして、22年度は111人の受講者のうち、1月末現在で65人が就職して、うち26人が正社員としての雇用に結びついたところでございますが、23年度は事業内容の改善に加えまして、県としても、事業の周知、あるいはその理解を深めていただくということ、また、就職先の確保に一層の力を入れるということをしておりまして、22年度の実績を上回る成果を期待しているところでございます。

なお、この事業は、23年度、約1億3000万円の事業でございまして、このうち8000万円余りが、この5カ月間の受講者の人件費と。給与を払いながら研修を受けるということで、その人件費ということでございますので、御理解いただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔21番 竹上真人議員登壇〕

21番（竹上真人） あんまりいちゃもんをつける気はないんですけど、本当に効果があるのと。昨年、これを野呂知事が始めたときに、これ、県単だったんですね。それで、県単で1億円以上かけて、就職したくてもできなかった子たちを何とか就職させるためにとってやっていただいた事業です。なので、その後、知事のほう为国とかけ合って、緊急雇用の基金、使えるようになった。どうもそこから、真剣味が僕はなくなっているような気がする。県単で本当にやるぞと言ったのが、国の基金を使って、今回、だって、180万円でしょう1人。100人程度で、1億8000万円ですから。そうですね。そうですね。そうなんでしょう。実質的に一月12万円払って5カ月雇うというのが大体形だと思うんだけど、本当に効果があるのかなと。やっぱりすべて税金ですから、きちんと効果のあるような形で努力をいただきたいと思います。

時間なので、終了させていただきます。（拍手）

副議長（森本繁史） 49番 萩原議員。

〔49番 萩原量吉議員登壇・拍手〕

49番（萩原量吉） 私は、議案第20号と議案第51号、地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会条例案並びに地方独立行政法人三重県立総合医療センター定款の制定について質疑をしたいと思います。

この独立行政法人、いわゆる独法化などと言われておりますけれども、これは大変大きな問題があるということを指摘せざるを得ません。

そもそも県立病院という公的な病院は、それこそ県民の命、健康、安全を守る、その責任を持つ。そのためには、不採算であろうと、高度医療や、あるいは救急医療や僻地医療など、そういう採算性を全く度外視してとは私は言いません、その努力は十分必要なんですけれども、しかし、今の制度の中では、いわゆる採算が合わないというようなところをも、やはり公立であるからこそ責任を持つ。ですから、その意味ではですね、赤字、黒字などという議論そのものもおかしいわけですし、命を守ろうとしているところで、採算だ、効率だなどといったようなことを議論するというのは大問題だと、私

は以前からも指摘してきました。

先日、昨年末に、いわゆる志摩病院、指定管理者になったというこの議案が、残念ながら可決されました。真弓俊郎議員と、私、萩原量吉は、反対表明をこの議場でもしました。翌日、三重大学へ行って、学長さん、病院長さんをはじめとして、面談をさせていただいてきました。ぜひとも、地方医療振興協会でしたか、そこが引き受けるとしても、三重大学が非常に大事です。真弓さんも私も三重大学出身でありますし、たまたま学長や病院長は、高校時代は私の後輩にも当たるし、真弓さんは同級生にもなるといったような、そんなようなこともありまして、いろいろとそんなお願いも、三重大学が何よりも大事だということで、お願いをしてきたところであります。

内田学長が、独法化以降、運営交付金は、これは病院だけの問題ではありませんけど、運営交付金が6年間で5億数千万円減った。そして、何とその結果、職員は、教員で40名、事務職で26名、66人の削減を余儀なくされた、まさにこの独法化というのはこの事態そのものなんだということも話してみえたことは、まことに私たちも胸痛む思いをして聞かせていただいたところであります。

県立病院を民間へ売り払いするとか、指定管理者だとか、あるいはまた独立行政法人などといったような形で、医療を市場原理にさらす、このことは、それこそ県民の命や健康に責任が負えないということにならざるを得ないということを、私は厳しく指摘したいと思います。

事実、先行した事例で、大阪府立病院機構の労働組合に私は聞きました。大阪府立5病院は独法化をやりましたよね。これ、公務員型なんですよ、ここは。それで、労働組合の資料等、ちょうだいをいたしました。何と、いち早く独法化した大阪府の5病院では、法人移行後3年間、医療現場では目標に追われて息つく暇がない。医療事故を起こす前にやめたいといって、とりわけ看護師の離職に歯どめがかからない。ベテランのお医者さんがやめられて、近くで開業も何人かされた。ベテラン看護師が離職をする。大変な事態になっている。



あるいは、給与、これも労使交渉。結局のところ、労働組合法は適用されるけれども、能力主義、成果主義。これ、だれが評価するかという問題なんですよね。医師や看護師の仕事ぶり、医療の従事者の働く姿、これは本当に、患者の皆さんが、ある意味では一番の評価者であるべきだと思いますけれども、実際にそうっていない。

目標に追われて、検査数、手術の数が大幅にアップしたそうであります。それはもうかるためにはやらなきゃならん。患者の自己負担が増えました。これは、例えば、文書料、個室料、分娩費などが値上げになっています。さらには、平均在院日数は短縮、効率的な入退院管理。まさにね、職員の犠牲と患者の負担による黒字化なんです。

端的に聞きます。こんなことは絶対に、県立総合医療センターでは起こりませんか。このことを明確に約束しなさい。文書で書いておいてもらいたい。こんなことを、やめようとされる知事や、あるいは、病院事業庁長やら部長らも、いつまでおってくれるかわからへん。ちゃんと県民に、県議会に約束して文書で出しなさい。私はそのことをまず強く要求しておきたいと思うんです。

とりわけ今度のこの病院のいわゆる独法化にかかわって、「病院の姿」可能性詳細調査、これも、採算性のみをシミュレーションして、3年後に黒字化を図ることができるということでしょう。県職員に聞きますけど、県職員の公務員としての身分、これ、どんな話し合いがされていますか。どこまで詰まりましたか。当然、労働組合法適用でやるんでしょうね、公務員型であっても。定款の中にもある、いわゆる県職員の位置づけの問題も、結局のところは定款18条で、知事の要請に基づいて、災害発生なんかがあった場合には協力するんですよというようなことで、まさにこれは上から管理、要請するための規定だけなんですよね。公務員の権利を保障したもので何もでない。公務員だけではないです。非正規の労働者の場合、委託の業者の場合、どうなりますか。今、本当に、給与が変わらんというふうなことも含めて約束できますか。

この間、私は県立病院へ行ってきました。いろんな方々にも会ってきました。ましてや、患者の皆さん、全く知らない。市民、全く知らない。独立行政法人化、何ですか、それ。これ、どんな住民に対する説明をやりましたか。患者の皆さんへ周知しましたか。医師会の皆さんにも徹底されていますか。いや、開業医の皆さんです。医師会の役員だけではだめです。

そういう立場から考えて、今度のこの評価委員の選任、この評価委員の選任は、5人ということで、医療または経営に関し学識経験を有する者の中から5名、知事が任命。こんなの、急がんでおいくださいよ。もっと周知徹底してからやるべきですよ。

実際のところ、例えば病院の職員がこの中に入りますか。患者や住民の代表はこの中に入れてくれますか。そのことも明確にすべきです。

病院じゃ患者様と言うておるんでしょう、患者様。それやったら、患者様の意見、十分聞いてくださいよ。まさにそのような点でも大きな問題点があることを指摘しなければなりません。

そんな意味で、これを拙速に、ましてや先議などというような格好で、十分な質問時間も審議時間もない中でこれを強行していこうというのは極めて問題だと思いますが、今言った不安、心配、これは十分住民の方々の声を代弁していると思いますが、その点について、細かく個々に今までの言いわけやら経過は言わなくて結構です。今言うたことに関して、文書に書いてきちっと県議会にも約束しますということを明確に言うてください。

健康福祉部理事（浜中洋行） まず、特定地方独立行政法人化の目的というものなんですけれども、これは、単に収支改善を目的にしているということではなくて、運営体制を変更して、意思決定の迅速化とか、柔軟な経営体制などによって診療体制を充実し、北勢地域だけでなく、県全体の医療水準の向上に貢献する病院として、さらに充実させていきたいというのが目的でございます。

また、その特定独法化の話なんですけれども、総合医療センターの地方独立行政法人化に当たりましては、いろんな今現在果たしている総合医療セン

ターの機能とか役割に加えて、大規模地震などの災害発生時や新しい感染症の発生をはじめ、公衆衛生上重大な危機が発生した場合、そういった非常時において、知事の要請にこたえて、確実に業務を実施するように、そういったことで、特定の独立行政法人化にしたいということで考えているところでございます。

また、職員の勤務条件等でございますが、特定地方独立行政法人の給与等につきましては、地方独立行政法人法で、ほかの国、地方公共団体に勤務する職員とか、他の特定独法の職員とか、民間の給与、それから、その法人の業務実績とか中期計画での人件費の見積もり、そういったことを考慮して決定されるということになっておりますので、こういったことにつきましても、今後この法律の規定に基づいて、現在の制度等も考慮しながら、また、職員の方々への情報提供も十分行いながら具体的に検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔49番 萩原量吉議員登壇〕

49番（萩原量吉） 全く答えていないし、私、本当に恐ろしいのは、今の答弁やったら、私の心配は全部当たっているということを認めたみたいなものやね。そうでしょう。私の指摘、不安、大阪府の府立病院でもこんな心配が起こっているというので、労働組合が必死にこれを食いとめるためにというので、患者、住民のために頑張っているんだけど、その不安が的中をしますよ。しかし、採算だけは3年間で黒字にしまっせ。こういうことを言うたのと同じでしょう。

あなた、目的やら28条の項目をまた述べたり、言うたけれども、この不安、だれが答えてくれるんですか。約束できないんですか、何ひとつ。評価委員、県職員の代表とか、あるいは患者の代表、市民の代表、入らないんですか。どうなんです。入れないんですね。結局は、独法化を図って、要は採算性を合わせて黒字になりやええ。県職員は犠牲になるわ、患者が犠牲になるわ、それでもいいんですね。そのことを皆さんは認めるんですか。この疑問にだれも答えられないんですか。答えられないんですね。私、無謀なことを言ってい

ないでしょう、少しも。

そんな疑問は、県職員の中にも、組合幹部とはうまく話したかどうか知らんけれども、県職員、大変不安を持ってみえる。日本医師会の職員の方々にも聞きました、この間ね。私も何にも聞かされておりませんけれども、不安だけは、そのことは知ってみえた、窓口の人たちも。この不安に、やっぱりそのとおりにするということを、皆さんはここで言うことが今の答えなんですか。答えていない。あるんですか。ずばりその心配がないことを私は期待して言うてはいるんですけども、ぜひ文書で出してください。その約束をしてください。いかがでしょう。

健康福祉部理事（浜中洋行） 評価委員会に職員の方とか住民の方ということなんですが、評価委員会というのは、外部から客観的にその独立行政法人を評価して改善点等を提言する機関でありますので、職員の方とか、そういったことについては、評価委員会の中のメンバーには想定されておりません。

〔49番 萩原量吉議員登壇〕

49番（萩原量吉） 結局、医療または経営に関して学識経験のある者ですよ。学識経験といったって、医療の現場で働いている人たちは素晴らしい経験を持ってみえるやないですか。あるいは患者さんというのは、医療を直接受ける対象として、その声が本当に聞けないのかということをおは言いたいんです。本当にその意味で、こんな独立行政法人化を、しかも拙速に。このやり方は結局、この病院改革という名前で行っているけれども、よそから人を持ってきて、そして、医療の現場を全く知らない、事実、調査もしていない、そういう人たちで、答申を受けた内容で突っ走ってきた、その結果じゃないですか。残念ながら、こんな問題を、時間を制限して先議をすとか、ましてや、早いところ決めてくれなどというような、こういう拙速で、独立行政法人化、うまくいくはずがない。私は、このことを強く要求をしておきたいと思えます。

時間が来ましたので残念ながら終わりますけれども、こんなことでは、私は一層、不満と不安を強めたということをお述べて終わりたいと思えます。

ありがとうございました。(拍手)

副議長(森本繁史) 9番 中川康洋議員。

〔9番 中川康洋議員登壇・拍手〕

9番(中川康洋) 公明党の中川康洋でございます。

今日の議案質疑の、私、ターニングポイントで、ちょうど真ん中でございます。これからまだ3人おりまして、前任の方が非常にヒートアップをされて、議案質疑なのか一般質問なのかよくわかりませんが、されておりましたので、私はちょっと落ちついて質問をさせていただきたいなというように思います。病院の不安よりも、私は本当、萩原先生がヒートアップされて、血圧が上がらないかどうか、そちらのほうを不安視した1人でございます。

私は、議案の第23号、特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、議案質疑をさせていただきます。

この問題につきましては、私、平成21年の3月会議の議案質疑で、さらには平成22年の6月会議の一般質問で内容を指摘させていただいたところでございますが、そのときに私は、根拠条例並びに根拠法令の原則から見ての妥当性、さらには昨年4月の大阪高裁での控訴審判決から見た考え方、また、三つ目には、全国知事会、特に全国知事会の行政改革プロジェクトチームでの提言並びに動向、さらには、最後にそれらを受けての各都道府県での報酬額の改正状況、この4点から見て、本県もそう遅くない時期に、日額制も含めた何らかの検討を行うべきではないかとの提案をさせていただいたところであります。

今回、このような形で条例の改正案が示されたことは、私自身、大変に喜ばしいことであるというふうに思っております。

そこで、委員会での質疑に入る前に確認的に伺いたいというふうに思っておりますが、既に支給方法及びこの額を、改正を行っておる都道府県が幾つかあるというふうに思っております。その都道府県の改正状況、また、本県

と同じくこの平成23年度から改正を予定しておる都道府県もあるのではないかというふうに思っておりますけれども、この平成23年度から改正を行う予定をしておるところの、その改正状況をお教えいただきたいというふうに思っております。ちなみに本県は、今回の条例改正で、月額と日額の併用制、これを採用しておりますが、その辺のところの状況をお示してください。

また、2点目に、この改正では様々な改正方法が考えられたというふうに思っております。本県が議案として出してきました月額制と日額制の併用、それとは別に、すべて日額制にする、ないしは、月額制は維持しながらもその額を変更する等、考えられたのではないかというふうに思っております。そのような中で、本県が今回、月額と日額の併用制を採用した考え方及びその根拠につきまして、これについては、先日の議案の聴取会での部長説明資料には簡単にその内容が示されておりますけれども、その考え方及びその根拠を詳しくお教えいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

総務部長（植田 隆） 行政委員の報酬につきましては、中川議員からこれまでも幾度が御質問や御提言をいただいております、本県といたしましても、このような議会からの御意見等を参考にして、見直しに向けての検討を行ってきたところでございます。

まず、一つ目の他県におきます見直しの状況についてでございますが、昨年7月の全国知事会におきまして、各都道府県がそれぞれの実情に合わせ、自主的に見直しを進めていくこととされたところでございまして、全国的にも日額制や月額と日額の併用制への見直しが行われております。22年度から日額制に改正をしたのは静岡県をはじめまして7県、月額と日額の併用制に改正をしたのは青森県をはじめ3県となっております。

また、今後の改正については、岐阜県、広島県など、幾つかの県において検討されておるということを聞いております。

二つ目の月額と日額の併用制とする理由でございますけれども、行政委員会につきましては、所管する事務を自らの判断と責任において管理、執行す

る権限を有する執行機関でございます。行政委員は、法により付託された任務の執行や管理を直接行い、常に責任を持って活動することが求められております。こうしたことから、本県ではこれまで、報酬を月額により支給してきたところでございます。

一方、全国知事会での議論でありますとか他県におきます日額制の導入、それから、一部の裁判所におきます判決等にもありますように、行政委員の報酬のあり方については、行政委員としての活動の実態を踏まえた考え方も示されておるところでございます。

本県といたしましては、行政委員の職務の性質及び職責を踏まえつつ、勤務実態をも反映する報酬体系にしたいとの考え方から、月額と日額の併用制によりまして報酬を支給するように見直そうとするものでございます。

なお、月額と日額の併用制の中で、勤務実態をより強く反映した報酬体系とするために、月額と日額の比率を1対2という割合にいたしまして、日額に比重を置くこととしたところでございます。

以上でございます。

〔9番 中川康洋議員登壇〕

9番（中川康洋） ありがとうございます。非常に丁寧な答弁をいただいたというふうに思っております。

今回、日額制オンリーにするとということも一つの検討にはあったのかなというふうに思うんですけども、今、答弁にありましたとおり、任務の責任に対する報酬と、それと、裁判等での判決等にも出ておる、いわゆる活動の実態から見たその評価というところから考えると、地方自治法をそのまま読むと本来は日額なのかなという考え方もなくはないんですけども、しかし、その任務の責任に対する報酬、さらには活動実態から見た場合、今回の本県がとるこの月額と日額の併用制というのは、私は妥当な落としどころではないかなというふうに思っております。

そして、それも、比率を1対2にしたということも、その活動実態のところには比重を置いたという部分においても、今まで、勤務日数というか、会

議日数が余りにも少ない委員会があるという実態から見た場合、非常に妥当な判断がなされたのではないかなというふうに思っております。

私は議案質疑において、そういった疑問の点をただささせていただき、そこに対しての答弁をいただきましたので、あと詳細は委員会での審議にゆだねることにいたしまして、時間は余っておりますけれども終わりたいなというふうに思っております。

最後に、議会からの、様々な提言に対して県が柔軟に対応する姿勢、これが今回の一つのこの条例の改正案には私は見られたのではないかなというふうに思っております。今後もそのような姿勢で臨んでいただきますことをお願い申し上げまして、私の議案質疑を終わります。大変にありがとうございました。(拍手)

副議長(森本繁史) 5番 杉本熊野議員。

〔5番 杉本熊野議員登壇・拍手〕

5番(杉本熊野) 新政みえの杉本熊野です。

議案第52号、第2次三重県男女共同参画基本計画の策定について質疑をいたします。

三重県では2000年に三重県男女共同参画推進条例を制定し、施策を総合的かつ計画的に推進するために、2002年には第1次の男女共同参画基本計画を策定し取組を進めてきました。あれから10年たちました。今回、この10年間の施策の進捗状況を検証し、新たに第2次男女共同参画基本計画が策定をされて、今定例会に議案として提案されています。

この計画は、男女共同参画社会基本法及び三重県男女共同参画推進条例に基づく計画であり、計画の期間は2011年度から2020年度までの10年間の期間となっています。

そこで、条例制定後のこの10年間を振り返ってみますと、県の審議会などの委員への女性登用が進み、市町での条例制定や基本計画の策定なども進んできているなど、一定の成果は上がりつつあると思います。が、家事、子育て、介護の多くを女性が担っている現状やDV被害の潜在化や若年者層にお



けるデートDVの問題、県民意識調査で見られる根強い固定的な性別役割分担意識など、10年間の取組にもかかわらず、課題の多さ、問題の深さを再認識しているところです。

このような中での第2次基本計画の策定です。私は、大いに、これから力強い実行を期待しているところです。

そこで、この計画の実行に関して2点質問をさせていただきます。

この計画を県としてどのように推進していくのか、県の推進体制をお聞かせください。また、計画の推進には、市町との連携、協働が欠かせないと考えますが、その体制や具体的な方法をどのように考えているのか、お聞かせください。

生活・文化部長（山口和夫） まず、この基本計画の推進に当たりましての庁内の推進体制についてでございますが、現在、知事を議長といたします三重県男女共同参画推進会議がございまして、この推進会議におきまして、基本計画の策定、改定、施策の推進などについて検討を行っております。

これを受けまして、これまで県各部局が取り組んできました結果、先ほど御紹介がございましたが、県の附属機関委員への女性の登用が30%を超えるなど、一定の成果が上がってきたものと考えております。今後もこの推進会議等を活用いたしまして関係部局の一層の連携を図り、総合行政による取組を進めるとともに、各部局の施策が男女共同参画の視点に立ったものとされるように努めていきたいと考えております。

次に、市町等との協働、連携でございますが、現在、市町担当課長会議や担当者研修の定期的開催、市町と県の協働ワーキングによる共通課題の検討を行いますとともに、女性の社会参画を支援するための商工団体や国の機関などが参加しました推進連携会議を立ち上げるなど、連携、協働に努めてきました。

今後は、県とともに男女共同参画を推進していただける県民の方をサポートとして委嘱いたしまして、これらサポーターと市町、県が協働して、地域での啓発などを行っていききたいと考えております。

また、例えば防災などの地域活動において、男女共同参画の視点を持った取組が行われるように促進するとともに、先ほどの商工団体などが参加した推進連携会議の活動を充実しまして、ワークライフバランスの推進などに努めていきたいと考えております。

〔 5 番 杉本熊野議員登壇 〕

5 番（杉本熊野） 県の推進体制ですけれども、推進会議を活用してという御回答をいただきました。これは、これまでもその体制で進んでこられたと思いますし、これからもそういう、これまでと同じというような御回答であったと思うんですけれども、推進会議の今年度の開催状況はいかがでしたでしょうか。

生活・文化部長（山口和夫） 知事が議長をしております三重県男女共同参画推進会議は、大きな基本計画の策定とか改定の時期に合わせて開催をいたしまして、本年度はこの改定に合わせて1回開催しておりますが、常時は、この下部組織でございます幹事会議がございまして、幹事会を活用いたしまして、県の庁内の各部局の、そういう総合行政の取組ですとか、課題の洗い出しなり、今後の取組について議論を重ねております。

〔 5 番 杉本熊野議員登壇 〕

5 番（杉本熊野） 推進会議、今年度1回だとお伺いしました。幹事会のほうは、今年度何回でしたでしょうか。

生活・文化部長（山口和夫） ちょっと、今、開催回数、手元にございませんで、済みません。

〔 5 番 杉本熊野議員登壇 〕

5 番（杉本熊野） 2回程度ではなかったかというふうに伺っております。私は、これで、この体制のままで、この第2次基本計画が力強く推進されていくというふうには期待できないです。やっぱり、この推進会議をしっかりとしていただいて、それぞれの部局がそれぞれの施策の中でこの男女共同参画をどう進めていくか、それをどう施策に反映させていくか、その議論がまず一番大事ではないかと思っています。そういった意味で、これまでと同じ

推進体制でいいのかというふうに思っています。この推進会議の設置要綱と  
いうのがあるんですけれども、その設置要綱について、私は、検討をしてい  
ただく必要があるのではないかなと一つ思っています。

それから、それぞれの部局ごとの男女共同推進会議というのを、それを持  
っている部局もあります。例えば、農水商工部は農山漁村男女共同推進会議  
というのを持たれていると思います。けれども、この会議、この4年間で私  
と末松県議が参加させていただいたのは、たった1度だったと思います。平  
成20年6月6日の会議に2人が参加をさせていただきました。けれども、そ  
ういった部局ごとに推進会議を設けていただいて、その部局の施策の中で男  
女共同参画をどう進め、その部局の施策の充実はどう反映させていくか、県  
政に反映させていくかということでのこの会議が設置されているということ  
は評価されると私は思っていますし、先ほど防災についての一言をいただき  
ましたけれども、それぞれの部局でやはりそういった推進会議を立ち上げて  
いただくというのも、これからの第2次三重県男女共同参画基本計画を進め  
ていただくに当たって必要ではないかというふうに思っています。特に、重  
点分野に関します、防災、地域づくり、環境保全、観光振興、それらの新た  
な分野については、そういった推進会議、それぞれの部局ごとにぜひ設置を  
していただけたらというふうにも思っています。そのことが、やはり私は、  
今後の三重県政の、本当に充実、発展につながるというふうに思っています。

それから、市町との連携、協働についてですけれども、先ほどサポーター  
の委嘱とか連携会議のことを御回答いただきましたけれども、私は、市町と  
の連携、協働が、この4年間、ちょっと弱体化したのではないかというふう  
に懸念をしています。といいますのは、平成18年度までは県民センターに男  
女共同参画担当職員というのが配置をされていまして、市町との連携事業に  
予算もついておりました。けれども、平成19年からはそれがなくなり、平成  
20年からは男女共同参画室が単独の室ではなくなり、組織改正されて男女共  
同参画・NPO室というふうになりました。それは強化につながるというこ  
とで組織改正をしたわけですけれども、私はやっぱり、ずっと弱体化してい

るのではないかという、その懸念が払拭されないまま今日に至っています。

この男女共同参画は、やっぱり市町との連携というのが非常に大事だと思いますので、先ほど御回答もいただきましたけれども、いま一度、充実、強化の方向で、そういった仕組みについては御検討いただけたらというふうに思っています。

私は、この第2次基本計画が来年度からスタートするに当たって、いま一度、今、なぜ男女共同参画なのかって、そのことをそれぞれのところで御議論いただく必要があるのではないかなというふうに思っています。

2007年6月に四日市市に三重県が開設をしました、みえチャレンジプラザというのがあります。女性の参画を支援する拠点施設です。ここへの相談件数が、ここ2年、リーマンショック以降、非常に増えています。年代は、30歳代が55%、20歳代が23%、40歳代が16%です。相談内容のほとんどは、就労に関することです。履歴書の書き方、面接の対策、それから育児や介護との兼ね合い、そういったところが相談内容になっていて、やはり、そういった家庭の責任を抱えながら、担いながらも、やはり就労したい、就労する必要があるんだという、そういった女性たちが増えてきているというのが今の現状ではないかと思えます。

そういったところの取組も、これは三重県ではなくて日本全体の課題であらうと思えますけれども、ますます重要になってくるかと思えます。ほかの部局に関する施策についても、同じような状況がそれぞれにあるんだろうというふうに思います。ぜひそういったところをもう一度しっかりと点検していただいて、まずは、本当に庁内で評価をしていただいて、この第2次基本計画が力強く推進されますことを期待申し上げたいと思います。そのためにも、県における女性管理職の登用をさらに進めていただくこと、そういった登用の方針について明らかにしていただくこと、そして、登用の状況も公表していただくこと、そのこともあわせて要望をさせていただきたいと思えます。

以上で終わらせていただきます。何か、部長、ありましたら。

生活・文化部長（山口和夫） 御指摘いただいた点を踏まえて推進していきたいと思っておりますが、今回も3年程度の計画期間で実施します実施計画を策定して、先ほどの男女共同参画推進会議のもとで総合行政により取り組んでいきたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

〔5番 杉本熊野議員登壇〕

5番（杉本熊野） 実施計画の策定に当たっては、推進会議の幹事会がされていくんだろうと思います。その幹事会で推進会議に提案する事項が決められるというふうに思いますので、先ほどは推進会議のことを申し上げましたけれども、総務室長が参加をされる推進会議幹事会のほうの強化もあわせて要望させていただいて、質疑を終わらせていただきます。（拍手）

副議長（森本繁史） 23番 中森博文議員。

〔23番 中森博文議員登壇・拍手〕

23番（中森博文） 失礼します。ただいま議長から議案質疑のお許しをいただき、ありがとうございます。名張市選出の自民みらい会派、中森博文でございます。

今議会に提案されました議案第19号、三重県子ども条例案について質問させていただきます。

本条例は、昨年5月から合計7回検討会議をはじめ、キッズモニターを活用したアンケートの実施、さらには「条例をつくろう！こども会議」など、本条例案策定に向け、様々な御検討をいただきました。そして、昨年10月の常任委員会で素案が示され、以来、本案まで一定の改善や補強、修正もしていただき、評価をさせていただきながら、その上で改めて、よりよい条例として活用されますよう、期待を含めた観点で申し述べさせていただきたいと思っております。

さて、本条例は、国連の児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもの権利が尊重される社会の実現を目指すこととされており、まず、第1に、本条例と児童の権利に関する条約の理念との関連についてお尋ねいたします。

児童の権利に関する条約の理念の中に、前文では、児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境のもとで幸福、愛情及び理解のある雰囲気のある中で成長すべきであること、また、第5条で、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母、保護者が、その児童の発達しつつある能力に適合する方法で、適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重すると、さらに、また、12条では、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする、さらに、13条第2項で、その権利行使については、他者の権利、公の秩序、または道徳の保護について一定の制限を課すとされております。

このような条約に記載された大切な理念について、本条例に当然のっとられるべきものと考えますが、この三重県子ども条例案に関しまして、その国連の児童の権利に関する条約の理念にのっとりとされておりますが、御当局の御所見をお伺いしたいと思います。

また、次に、この条例から今後心配されますことについて、教育委員会、教育長に質問させていただきたいと存じます。

このことにつきましては、全国的な類似の条例、一緒の条例はないわけですが、よく似た条例が全国にある中で、教育現場でいろんな現象としてあらわれているということを例にとりて、本県でそういうことのないようにというような観点で申し述べたいと思います。

昨年9月、広島県教育委員会では、携帯電話の校内持ち込みとかバイクの免許などを禁止する校則をめぐって、救済を申し立てられるという懸念があったと、こういうことが議論されて、広島県教育委員会ではその条例提案が見送られたというような話もお聞きしましたし、その一昨年前ですけれども、6月には、この類似権利条例発祥地でもあります川崎市の話ですけれども、ある学校で、授業中立ち歩いたり、おしゃべりしたり、児童を注意したことが権利侵害と、このようになって問題になったり、さらには、中学生用の学習資料の中で、秘密は守られますとか、親でも勝手に手紙をあけられませんとか、恣意的に拡大解釈された事例が発生したということも聞いております

し、さらには、髪型の規制であったり、制服の着用、アルバイト規制などなど、いろんな校則をもう撤廃しろと、このような事象が発生しないかということをお心配しては、この条例案について、学校教育における御当局の御所見をお伺いしたいと。よろしく申し上げます。

健康福祉部こども局長（太田栄子） 今回提案させていただいております三重県子ども条例案と、それと児童の権利に関する条約の関係でございますけれども、児童の権利に関する条約の前文といえますのは、この条約の理念を端的にあらわしている文章が幾つか散見されます。今、議員も御紹介いただきましたが、条約のほうの前文には、児童の調和のとれた発達のためには理解ある家庭環境のもとで成長すべきであるという考え方を述べておられて、実はこれは、今回提案させていただきました子ども条例案にも共通する理念がございます。それをどのように条例案の中で表現させていただいているのかについて、少し御紹介、読ませていただきたいと思います。

「子どもは、家庭や学校を始めとする地域社会での経験を通して、人との様々な関わりや多様な価値観に触れることで、人を思いやる心や自らの課題を乗り越える力を身に付けることができる」というふうに書かせていただいております。そして、それに続きまして、「人と人との強い絆で結ばれた地域社会を形成し、子ども一人ひとりが力を発揮して育つことができる社会へ向かうことが求められている」というふうに続けております。

この前文に続く条例案の各条項では、この基本的な考え方に基づきまして、地域社会全体で子どもの育ちを支えられるように、多様な方々の責務や役割、さらには推進方策など、必要なことを規定しておるところでございます。前文に続く各条項の中で、様々、理念を含む項目がございますが、その中でも子どもが社会のルールや人を思いやる心を学んでいくこと等々は非常に大切なことだというふうに思っております、これは、大人であったり、また、子ども同士の適切なかわり合いの中で、子どもが身につけていくものであるというふうに考えておられて、そのために、子どもの育ちに十分配慮を

して、子どもとのかかわりなどについても様々な考えを深めつつ、必要な取組を今後進めていければというふうに考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、子どもは社会の宝でございますので、子どもの人権を尊重し、子どもが安心して成長できるよう支えていくのは私たち大人の大きな役割でございます。このことを県民の皆さんとともに共有して、子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくりを推進していくという、そういうつもりで考えております。

以上でございます。

教育長（向井正治） 子ども条例の制定に当たっての子どもたちの規範意識についての教育委員会の考え方でございますが、教育委員会は昨年12月に、三重県教育ビジョンを策定したところでございます。その中では、基本理念といたしまして、子どもたちを信頼する、子どもたちの目線に立つという教育に携わる者すべての決意を掲げたところでございます。

今回上程されております三重県子ども条例案には、子どもの力を信頼する、子どもの最善の利益を尊重すると、そういう基本理念が掲げられております。このことは、教育ビジョンが掲げる子どもたちを信頼し、その目線に立つという決意と共通しているものだと思っております。

一方で、議員も御指摘のように、子どもたちの規範意識をめぐる様々な事例があることは承知しております。そもそも規範意識を育成するためには、子どもたちにルールを強制したり、高圧的な態度で接するのではなくて、あくまで子どもたちの目線に立って、子どもたちの自覚を引き出すように、適切かつ毅然たる指導を行う必要があると考えております。また、同時に、我が国固有の伝統、文化を通しまして、自らを律する心、また、鍛錬する態度を育成していくことも大切だと思っております。

以上でございます。

〔23番 中森博文議員登壇〕

23番（中森博文） 御答弁ありがとうございます。

条例が本当に現場で生かされるということが大事と考えておりまして、余



計な心配かもわかりませんが、表現方法なり周知徹底、また、周知などの方法についても十分配慮していただきたいなど、このように考えているところでございまして、そもそもこの条約にのっとりというところから入ったのが、ちょっと私としては非常に気になる場所があったんです。

これも22年前の話でございまして、この条約というのは、発展途上国の人権環境を改善するために本来この条約があって、子どもの権利を突出させることを要求しているような条約ではないということが明らかでございまして、前文の、今、局長が申し上げた内容をしっかりと進められるように願うところでございます。

つきましては、委員会で御協議はいただけると思いますが、本条例の逐条解説を整理していただくときにもですね、例えば権利の主体の定義の中に、子どもは発達途上の未熟の存在であるとか、子どもたちから、自分たちを大事にしてくれるというような、そういう意味であるというような文言を解説していただくとか、さらには、5条の保護者の役割の中の保護者に対しまして、適切な指示及び指導を与える責任も含むということとか、そのような解説をしていただければと、このように思いますし、さらに、後半の第11条の施策の基本的な事項の中のところで、子どもの意見表明のところなんですけれども、他者の権利の尊重とか公の秩序、道徳の保護の必要性なども含まれているんですよと、さらには、子どもの意見は、その年齢、成育度に従って、相応に考慮されると、このようなことが大切であるということ学ぶ機会を提供するというようなことを解説していただければ、よりよい内容として充実できるのではないかなと、このように期待をしております。

御所見があればお伺いします。

健康福祉部こども局長（太田栄子） 御指摘いただきましたように、条例が制定された後の取組が非常に大事だというふうに思っております、条例の趣旨を広く県民の皆さんに御理解いただくためには、考え方について様々な手段による広報、条例の改正の作成などは必要かというふうに思っておりま

す。その作成をする中で、しっかりと議論をし、考えを深めて作成したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔23番 中森博文議員登壇〕

23番（中森博文） ありがとうございます。

現場、教育委員会のほうでもそのような条例の趣旨を理解していただいて、学校の運営にもいい方向になるように、この条例が生かされるように進めていただくように運用されたいと思います。

最後に一つ御紹介だけして終わりたいと思いますが、鹿児島県の長島町で去る9月には注目される条例がありまして、子ほめ条例というんですけれども、子ども条例とよく似た子ほめ条例、これは、子どもたちの仲間づくりであるとか、友情賞とか奉仕賞とか、市長が表彰するというようなですね、こどもの行いに対する子ほめ条例というのがございまして、またこども局からそういう条例も検討していただいて、いいような運用をしていただければとお願い申し上げまして、終了といたします。

ありがとうございます。（拍手）

副議長（森本繁史） 24番 真弓俊郎議員。

〔24番 真弓俊郎議員登壇・拍手〕

24番（真弓俊郎） 7番目の真弓俊郎です。

4年前も7人目でして、私にとっては7というのはラッキーナンバーということを言うておる暇はないもので、早速入りたいと思います。

新規高卒者の就職問題なんですけれども、県立学校就労支援総合ネットワーク構築事業、あるいはキャリア教育バージョンアップ事業、新しく就職指導スキルアップ事業、特にこの就職指導スキルアップ事業は、教職員の就職指導のスキルの向上、これはやっぱり非常に大事なことだと思うんです。学校現場でも大変これに心を砕いている専門家もおるんですけれども、ややもすると、教育する側としての力量の向上を図っていて、就職指導というのはあんまりうまくない、進学指導は得意でも就職指導はそうでもないよという先生方も結構おったと私自身も思うんですけれども、特に去年の6月から、

私自身が高校の教師やった経験も生かして、この就職問題は随分やって来たつもりでおるんですけれども、その中で、ハローワークが参加をしてもらって、随分この事業というのは、就職問題は前へ進んだという話も聞いています。

就職支援の相談員に、ハローワークの所長さん、OBがなってもらって、随分きめ細かくもしてもらったというのを聞いているんですけれども、今言ったこの三つの事業は教育委員会の事業ですね。この三つの事業をどう学校現場にうまくコーディネートして進めていくのか。その推進役はどうなるのか。どこどこ学校の何科というのにどういう就職が合うかというのは、結構、これはきめ細かくやらないと難しい。特に今の就職問題では普通科卒業生がなかなか難しいというのも漏れ聞いていますけれども、それもその典型だと思わんですけれども、この3事業について、どうこれからコーディネートをしてやっていくのか、それについてどう方向性を示そうとしているか、お答えいただきたいと思うんですが。

教育長（向井正治） 教育委員会ではこれまでも、ハローワーク等と連携した合同就職面接会とか就職ガイダンスとか、いろいろなことを開催しております。23年度におきましても、非常に厳しい雇用情勢が予想されております。

県教育委員会といたしましては、今、御紹介のあったいろいろな事業を組み合わせながら、高校生の就職対策について、今年度の取組を踏まえて事業構築を図ってきたところでございます。議員からも御紹介がございましたけれども、確かに普通科、商業科等において、進学指導はやるけれども就職指導はいまいち得意じゃないというふうな話もございまして、いろいろな課題が見えてきたのも事実でございます。そういったことにつきまして、そういうところを重点的に支援するということといたしております。

就職指導のスキルに係る教職員研修につきましては、希望する高校におきましては、過度の負担のないように、夏休みでありますとか、いろいろなところを活用しながら、学校現場の負担を軽減しながら実施していきたいと、一つはそれを考えておりますのと、今、御紹介がありましたように、やはり

外部人材を増員いたしまして、就職対策に課題の見られる学校に重点的に配置を行うといたしております。

今後とも、ハローワークに配置されておりますジョブサポーターでございますとか、そういうところの連携を一層強化していきまして、さらに、経済団体でありますとか、市町等の関係機関とも積極的に協働いたしまして、高校生の就職対策を総合的に推進してまいりたいと、かように考えております。

以上でございます。

〔24番 真弓俊郎議員登壇〕

24番（真弓俊郎） 特に生徒というのは毎年かわっていきます。固定したものではありませんで、今年と来年とはまた違うという形になりますから、高校側からの、学校現場からの要望をしっかりと聞いてもらって、それで、この事業なんかを生かしていただきたいと思います。

そして、もう時間もないので次に行きます。

次はＪＲ名松線関連で、先ほども質問がありましたけれども、三者との協定もして、これからも進めていきますということ先ほど知事もお答えいただきましたけれども、地元なんかは、とにかく早いところ、もう５年と言わずに、早く、名松線、列車を通してえなというのが地元の要望なんですよね。今、津市の事業がメインであってというような関連の話もありましたけれども、やはり一番もとになるのが県の治山の事業。それを受けて、水路を津市が行って、それからＪＲ東海が線路の補強、走るようにすると、これをいかにスムーズにやっていって開通につなげていくかというのがこれからの課題だと思うんですけれども、津市も県もそれぞれ粛々と工事をしておるだけでは連携がうまくいかへんで、今までと同じように、県が、ＪＲ東海や津市と、それから県の連携の中心になって、うまくその工事が進めるようにしていただければこの事業というのは生きてくると思うんですけれども、そこら辺の考え方はいかがでしょうか。

政策部長（小林清人） おっしゃるとおり、名松線の工事については、山の一番上のところで治山工事、これは、治山ダムをつくったり、整形をして土

が崩れてこないようにしたりという事業、これが県の事業です。その後、そこから下のほうに向かっての水路について、これは津市のほうでおやりになる。そして、最後に、線路等の施設についてはＪＲ東海で行うという形になっています。

これは、やっぱりロスが出ないように、すべての事業が、終了が同じ形になるように、県が終わったから津市だとか、そういう形ではなしに、ロスが出ないような形で全部が終わるのが大体５年かかるのではないかという形をとらえております。ただ、この５年というのは、治山事業のところで保安林の指定というのが少し入ってきます。ここにちょっと時間がかかるのではないかというふうに考えておりました、そういうような形の５年としておりますが、一刻も早い運行再開というのは確かに沿線住民の方々の願いでもありますし、我々もそんなふうに思っておりますので、これからも、もしこの予算の議決がいただければ、ＪＲ東海、津市、県は三者協働してやっていきたいと思っておりますし、その中で、１年でも早く、１カ月でも早く、運行再開に向けて努力していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

〔24番 真弓俊郎議員登壇〕

24番（真弓俊郎） ありがとうございます。

小林さんは随分とＪＲ東海との交渉でも汗をかいていただいたし、これからも開通を目指してもっともっと汗をかいていただけたらと。小林さんが部長の間に開通ができれば一番いいかなと思っておりますので、よろしくお願います。

それで、最後の質疑なんですけれども、子ども条例についてお聞きをします。

子ども条例案を読んでおって、何となくしっくりいかないというふうに思っておったんです。前文の真ん中あたりで、「全ての子どもには自ら育つ力と多くの可能性があり、子どもは自分が受け止められ、認められていると実感することで自己肯定感を高めることができる。また、子どもは、家庭や学

校を始めとする地域社会での経験を通して、人との様々な関わりや多様な価値観に触れることで、人を思いやる心や自らの課題を乗り越える力を身に付けることができる」という文章、これを、名文と読むのか、当たりさわりのない文章と読むのか。そこの問題だと思っんです。

子どもの条例ですから、ある程度子どもたちが知ってもらう、わかってもらおう、君たちにはこういう条例を県がつくったんだよ、どんな条例なのというのは、わかってもらっ文章じゃないといけないのと違っのかなというのが学校現場におった私なんかの感想なんですけれども。

高知県のこども条例なんかを見ると、「こどもが幸せを感じ、豊かに育っける社会は、同時に、人と人がうまかつながりあえるような温かい社会でもあります」、飛ばして、「多くのこどもと大人が参加し、長い時間をかけてそれぞれの思いを集め、大きな力となるひとつの形にしてみました」、こんな文章で、この条例について前文で紹介しているわけだ。

私たち三重県議会は、広報広聴の委員が手分けをして、学校現場に県議会の仕組みなんかを、出前授業をしています。小学校は6年生が多いんです。大体6年生の時期に政治の仕組みなんかを勉強するので、ちょうどそれに乗っかって、この冬の時期、3学期によくやるんですけれども、できるだけ我々も子どもたちにわかりやすい言葉を選んで一生懸命しゃべっていると、子どもたちの目が物すごくきらきらと輝いています。その真摯に我々の話を聞いている子どもたちを見て、やっぱり県議会で、一生懸命、これからもやらないといけないなという、議員になった初心に、逆にこちらが教えられるという、こういう心、それがこの条例の魂だろうと思っんですけれども、この名文、「認められていると実感することで自己肯定感を高めることができる」、こんな言葉にどうやって魂を入れる、子どもたちが理解できるようにしていかうと今後なさろうとするのか、そのことについてお考えを言っただきたいと思っいます。

健康福祉部こども局長（太田栄子） 条例の策定に当たりましてはこれまで、こども会議であるとかアンケートであるとか、思いを集約するといった取組

の中で、子どもたちとは結構対話を重ねてきました。いろんな思いを聞いてまいりました。そういったものを反映した条例案として取りまとめたというふうに思っておるところでございます。

名文なのか何なのかというふうに御指摘がございましたが、ただ、この条例案を子どもたちに示したときの子どもたちの反応を多少御紹介させていただきたいと思うんですけれども、「子どもの力を信頼するか子どもの育ちを見守り支えるといったようなところはとても心に残ったし安心するような気持ちになった」とか、「子ども条例というものがつくられることで、何か子どもの支えになるんじゃないかなという期待感が増した」というような、そういった意見も実際にはございました。

この条例が、子どもたちにとってどういうふうに生かされていくのか、どういうふうに理解されていくのかについては、この条文の今のこの条例案そのものだけがすべてではないというふうに思っております。この条例案をどのように子どもたちに伝えていくのか、その解説書というか、手引き書のようなものも工夫が必要だと思いますし、今後、子どもたちの対話というものもっと深めていく必要があるというふうに思っておりますので、今、条例案そのものだけで子どもたちに理解をというよりは、今後の取組が重要だというふうに思っているところでございます。

〔24番 真弓俊郎議員登壇〕

24番（真弓俊郎） まさに、魂を入れることが大事だと。

よく学校現場では、きちっとした教科書と別に、副読本みたいなものもあるわけですね、子どもたちがよく理解するようにという。逆に、そういう子どもたちが理解ができるということは、大人もほとんどが理解できるということで、昔、「あたらしい憲法の話」って、文部省が、憲法発布の、その新憲法の後につくった日本国憲法の話なんかを読んで感動した覚えもありますので、そういうことなんかも考えに入れていただきたいと思います。

このことについて、子ども条例については、先ほども議論がありましたけれども、子どもの権利条約だけではなくて、やはり一番もとになっているの

は日本国憲法という、その理念もこの条例のもとの理念にあるということも加味をしていただきたいと思います、そのことだけ指摘をさせていただいて、質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

副議長(森本繁史) 以上で、議案第1号から議案第53号までにに関する質疑を終了いたします。

### 議 案 付 託

副議長(森本繁史) お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号から議案第53号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長(森本繁史) 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表
-----------

#### 政策総務常任委員会

議案番号	件 名
2 1	三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例案
2 2	三重県職員定数条例の一部を改正する条例案
4 1	包括外部監査契約について

#### 生活文化環境森林常任委員会

議案番号	件 名
3 4	三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の一部を改正する条例案



47	財産の取得について
52	第2次三重県男女共同参画基本計画の策定について

健康福祉病院常任委員会

議案番号	件名
19	三重県子ども条例案
20	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会条例案
33	三重県視覚障害者支援センター条例の一部を改正する条例案
51	地方独立行政法人三重県立総合医療センター定款の制定について
53	第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の策定について

県土整備企業常任委員会

議案番号	件名
37	三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
45	工事請負契約について（中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）雲出川左岸浄化センター 系水処理施設（1池、2池）土木建設工事）
46	工事請負契約の変更について（北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター 系水処理施設反応槽・最終沈殿池建設工事（その2））
48	県道の路線廃止について
49	損害賠償の額の決定及び和解について

教育警察常任委員会

議案番号	件名
35	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案
36	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案
40	三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例案

予算決算常任委員会

議案番号	件名
1	平成22年度三重県一般会計補正予算(第11号)
2	平成23年度三重県一般会計予算
3	平成23年度三重県債管理特別会計予算
4	平成23年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
5	平成23年度三重県立小児心療センターあすなる学園事業特別会計予算
6	平成23年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算
7	平成23年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算
8	平成23年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算
9	平成23年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算
10	平成23年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算
11	平成23年度三重県港湾整備事業特別会計予算
12	平成23年度三重県流域下水道事業特別会計予算
13	平成23年度三重県公共用地先行取得事業特別会計予算

1 4	平成 2 3 年度三重県水道事業会計予算
1 5	平成 2 3 年度三重県工業用水道事業会計予算
1 6	平成 2 3 年度三重県電気事業会計予算
1 7	平成 2 3 年度三重県病院事業会計予算
1 8	三重県新しい公共支援基金条例案
2 3	特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
2 4	知事及び副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
2 5	財産の交換、無償譲渡、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例案
2 6	三重県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案
2 7	三重県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例案
2 8	三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例案
2 9	三重県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例案
3 0	三重県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例案
3 1	三重県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例案
3 2	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
3 8	三重県病院事業条例の一部を改正する条例案
3 9	三重県水道供給条例の一部を改正する条例案
4 2	防災関係建設事業に対する市町等の負担について
4 3	県営農水産関係建設事業に対する市町の負担について

44	土木関係建設事業に対する市町の負担について
50	公立大学法人三重県立看護大学が徴収する料金の上限の認可について

### 先議議案の審査期限

副議長（森本繁史） この際、お諮りいたします。議案第1号、議案第18号、議案第20号、議案第26号、議案第27号、議案第45号及び議案第51号は先議いたしたいので、会議規則第36条第1項の規定により2月21日までに審査を終えるよう期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（森本繁史） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。  
これをもって本日の日程は終了いたしました。

### 休 会

副議長（森本繁史） お諮りします。明19日から21日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（森本繁史） 御異議なしと認め、明19日から21日までは休会とすることに決定いたしました。

2月2日は定刻より県政に対する質問を行います。

### 散 会

副議長（森本繁史） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時8分散会